令和２年

# 第１回定例会議案

小樽市議会

# 目　　次


| 議　案<br>番　号 | 件　　名 |
|---|---|
| 1 | 令和２年度小樽市一般会計予算 |
| 2 | 令和２年度小樽市港湾整備事業特別会計予算 |
| 3 | 令和２年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計予算 |
| 4 | 令和２年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算 |
| 5 | 令和２年度小樽市国民健康保険事業特別会計予算 |
| 6 | 令和２年度小樽市住宅事業特別会計予算 |
| 7 | 令和２年度小樽市介護保険事業特別会計予算 |
| 8 | 令和２年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算 |
| 9 | 令和２年度小樽市病院事業会計予算 |
| 10 | 令和２年度小樽市水道事業会計予算 |
| 11 | 令和２年度小樽市下水道事業会計予算 |
| 12 | 令和２年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算 |
| 13 | 令和２年度小樽市簡易水道事業会計予算 |
| 14 | 令和元年度小樽市一般会計補正予算 |
| 15 | 令和元年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算 |
| 16 | 令和元年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算 |
| 17 | 令和元年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 |
| 18 | 令和元年度小樽市病院事業会計補正予算 |
| 19 | 小樽市職員定数条例等の一部を改正する条例案 |
| 20 | 小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案 |
| 21 | 小樽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案 |
| 22 | 小樽市資金基金条例の一部を改正する条例案 |
| 23 | 小樽市手数料条例の一部を改正する条例案 |

| | |
|---|---|
| 24 | 小樽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案 |
| 25 | 小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 26 | 小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案 |
| 27 | 小樽市公設青果地方卸売市場条例及び小樽市公設青果地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例案 |
| 28 | 小樽市公設水産地方卸売市場条例及び小樽市公設水産地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例案 |
| 29 | 小樽市消防団条例の一部を改正する条例案 |
| 30 | 小樽市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 31 | 工事請負変更契約について |
| 32 | 不動産の取得について |
| 33 | 権利の放棄について |
| 34 | 小樽市過疎地域自立促進市町村計画の変更について |
| 35 | 市道路線の認定について |
| 36 | 市道路線の変更について |
| 37 | 工事請負契約について |
| 38 | 小樽市非核港湾条例案 |
| 39 | 小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案（秋元議員　外５名） |
| 40 | 小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案（丸山議員　外４名） |

令 和 ２ 年
小樽市議会

第 １ 回 定 例 会　　議案第１号

令和２年度小樽市一般会計予算

令和２年度小樽市の一般会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和２年２月１９日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

令 和 ２ 年
小樽市議会

第 １ 回 定 例 会　　議案第２号

令和２年度小樽市港湾整備事業特別会計予算

令和２年度小樽市の港湾整備事業特別会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和２年２月１９日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

令 和 ２ 年
小樽市議会

第 １ 回 定 例 会

議案第３号

令和２年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計予算

令和２年度小樽市の青果物卸売市場事業特別会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和２年２月１９日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

令 和 ２ 年
小樽市議会

第 １ 回 定 例 会

議案第４号

令和２年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算

令和２年度小樽市の水産物卸売市場事業特別会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和２年２月１９日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

令 和 ２ 年
小樽市議会

第 １ 回 定 例 会　　議案第５号

令和２年度小樽市国民健康保険事業特別会計予算

令和２年度小樽市の国民健康保険事業特別会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和２年２月１９日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

令 和 ２ 年
小樽市議会

第 １ 回 定 例 会　　議案第６号

令和２年度小樽市住宅事業特別会計予算

令和２年度小樽市の住宅事業特別会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和２年２月１９日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

令 和 ２ 年
小樽市議会

第 １ 回 定 例 会

議案第７号

令和２年度小樽市介護保険事業特別会計予算

令和２年度小樽市の介護保険事業特別会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和２年２月１９日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

令 和 ２ 年
小樽市議会

第 １ 回 定 例 会　　議案第８号

令和２年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和２年度小樽市の後期高齢者医療事業特別会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和２年２月１９日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

令 和 ２ 年
小樽市議会

第 １ 回 定 例 会

議案第９号

令和２年度小樽市病院事業会計予算

令和２年度小樽市病院事業会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和２年２月１９日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

令 和 ２ 年
小樽市議会

第 １ 回 定 例 会　　議案第１０号

令和２年度小樽市水道事業会計予算

令和２年度小樽市水道事業会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和２年２月１９日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

令 和 ２ 年
小樽市議会

第 １ 回 定 例 会　　議案第１１号

令和２年度小樽市下水道事業会計予算

令和２年度小樽市下水道事業会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和２年２月１９日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

令 和 ２ 年
小樽市議会

第 １ 回 定 例 会　　議案第１２号

令和２年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算

令和２年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和２年２月１９日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

令 和 ２ 年
小樽市議会

第 １ 回 定 例 会　　議案第１３号

令和２年度小樽市簡易水道事業会計予算

令和２年度小樽市簡易水道事業会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和２年２月１９日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

令 和 ２ 年
小樽市議会

第 １ 回 定 例 会　　議案第１４号

令和元年度小樽市一般会計補正予算

令和元年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 410,009 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 58,949,188 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第２条　継続費の変更は、「第２表　継続費補正」による。

（繰越明許費）

第３条　地方自治法第２１３条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第３表　繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第４条　債務負担行為の削除は、「第４表　債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第５条　市債の追加及び変更は、「第５表　市債補正」による。

令和２年２月１９日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補　正　額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| | | 千円 | 千円 | 千円 |
| 1　市　税 | | 13,573,500 | △ 90,100 | 13,483,400 |
| | 1　市　民　税 | 5,600,700 | △ 118,100 | 5,482,600 |
| | 6　入　湯　税 | 22,000 | 28,000 | 50,000 |
| 3　利子割交付金 | | 22,000 | △ 13,000 | 9,000 |
| | 1　利子割交付金 | 22,000 | △ 13,000 | 9,000 |
| 6　地方消費税交付金 | | 2,507,000 | △ 150,000 | 2,357,000 |
| | 1　地方消費税交付金 | 2,507,000 | △ 150,000 | 2,357,000 |
| 11　地方特例交付金 | | 148,806 | 329 | 149,135 |
| | 1　地方特例交付金 | 51,500 | 329 | 51,829 |
| 12　地方交付税 | | 15,736,000 | 87,016 | 15,823,016 |
| | 1　地方交付税 | 15,736,000 | 87,016 | 15,823,016 |
| 14　分担金及び負担金 | | 206,157 | △ 8,709 | 197,448 |
| | 1　負　担　金 | 206,157 | △ 8,709 | 197,448 |
| 16　国庫支出金 | | 12,039,091 | △ 210,155 | 11,828,936 |
| | 1　国庫負担金 | 9,664,241 | △ 200,812 | 9,463,429 |
| | 2　国庫補助金 | 2,349,353 | △ 9,343 | 2,340,010 |
| | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 17 道支出金 | | 3,543,406 | △ 27,785 | 3,515,621 |
| | 1 道負担金 | 2,802,734 | △ 35,558 | 2,767,176 |
| | 2 道補助金 | 476,722 | 7,773 | 484,495 |
| 18 財産収入 | | 132,982 | 1 | 132,983 |
| | 1 財産運用収入 | 46,176 | 1 | 46,177 |
| 19 寄附金 | | 47,939 | 107,108 | 155,047 |
| | 1 寄附金 | 47,939 | 107,108 | 155,047 |
| 20 繰入金 | | 2,158,290 | △ 257,837 | 1,900,453 |
| | 2 基金繰入金 | 2,130,847 | △ 257,837 | 1,873,010 |
| 22 諸収入 | | 3,490,312 | △ 46,960 | 3,443,352 |
| | 3 貸付金元利収入 | 2,352,181 | △ 22,769 | 2,329,412 |
| | 4 雑入 | 1,088,121 | △ 24,191 | 1,063,930 |
| 23 市債 | | 4,121,800 | 200,083 | 4,321,883 |
| | 1 市債 | 4,121,800 | 200,083 | 4,321,883 |
| 歳入合計 | | 59,359,197 | △ 410,009 | 58,949,188 |

歳　出

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補　正　額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| | | 千円 | 千円 | 千円 |
| 2 総　務　費 | | 2,208,179 | 198,797 | 2,406,976 |
| | 1 総務管理費 | 1,824,308 | 194,501 | 2,018,809 |
| | 3 戸籍住民基本台帳費 | 104,610 | 4,296 | 108,906 |
| 3 民　生　費 | | 26,339,393 | △ 367,503 | 25,971,890 |
| | 1 社会福祉費 | 12,856,450 | △ 53,392 | 12,803,058 |
| | 2 児童福祉費 | 4,981,169 | △ 61,746 | 4,919,423 |
| | 3 生活保護費 | 8,354,934 | △ 252,365 | 8,102,569 |
| 6 農林水産業費 | | 115,881 | 1,875 | 117,756 |
| | 1 農林業費 | 100,336 | 1,875 | 102,211 |
| 8 土　木　費 | | 5,687,444 | △ 49,715 | 5,637,729 |
| | 6 港湾費 | 1,210,407 | △ 49,715 | 1,160,692 |
| 10 教　育　費 | | 3,011,961 | 2,537 | 3,014,498 |
| | 1 教育総務費 | 136,564 | 1,937 | 138,501 |
| | 5 社会教育費 | 524,634 | 600 | 525,234 |
| 11 公　債　費 | | 5,019,533 | △ 21,000 | 4,998,533 |
| | 1 公債費 | 5,019,533 | △ 21,000 | 4,998,533 |
| 13 職員給与費 | | 8,410,463 | △ 175,000 | 8,235,463 |
| | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 1 職員給与費 | 8,410,463 | △ 175,000 | 8,235,463 |
| 歳出合計 | | 59,359,197 | △ 410,009 | 58,949,188 |

第２表　継続費補正

（変　更）

| 款 | 項 | 事業名 | 補正前 | | | 補正後 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 総額 | 年度 | 年割額 | 総額 | 年度 | 年割額 |
| | | | 千円 | | 千円 | 千円 | | 千円 |
| 10 教育費 | 5 社会教育費 | 重要文化財旧日本郵船㈱小樽支店保存修理工事費 | 604,668 | 平成30年度 | 17,400 | 863,468 | 平成30年度 | 17,400 |
| | | | | 令和元年度 | 146,846 | | 令和元年度 | 146,846 |
| | | | | 令和2年度 | 264,230 | | 令和2年度 | 22,770 |
| | | | | 令和3年度 | 176,192 | | 令和3年度 | 295,804 |
| | | | | 令和4年度 | — | | 令和4年度 | 286,619 |
| | | | | 令和5年度 | — | | 令和5年度 | 94,029 |

第３表　繰越明許費

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 |
|---|---|---|---|
| | | | 千円 |
| 総務費 | 総務管理費 | 鉄道駅バリアフリー化設備等整備事業費補助金 | ４０，５００ |
| 土木費 | 港湾費 | 国直轄工事費負担金（第３号ふ頭岸壁改良事業費） | １２０，０００ |
| | | 色内ふ頭老朽化対策事業費 | ６４，８００ |

第４表　債務負担行為補正

（削　除）

| 事項 | 期間 | 限度額 |
|---|---|---|
| | | 千円 |
| 小樽港保安施設改良事業費 | 令和２年度 | ５５，５００ |

第５表　市債補正

（追　加）

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|---|---|---|---|---|
| | 千円 | | % | |
| 減　収　補　填　債 | 127,400 | 普通貸借<br>又は<br>登録公債 | 10.0<br>以内 | 1 起債年度から据置期間を含め、30 年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。<br><br>2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。<br><br>3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。<br><br>4 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。 |

（変　更）

| 起　債　の　目　的 | 限　度　額 | |
|---|---|---|
| | 補　正　前 | 補　正　後 |
| | 千円 | 千円 |
| 除　却　事　業　費 | ３０，６００ | ３４，０００ |
| 新幹線整備事業費 | １７，１００ | １９，０００ |
| 鉄道駅整備事業費 | ３０，３００ | ４０，５００ |
| 庁舎等施設整備事業費 | ４，５００ | １０，３００ |
| 環境衛生施設整備事業費 | ３，３００ | ４，５００ |
| 交通安全施設整備事業費 | １３，１００ | １７，５００ |

| | | |
|---|---|---|
| 道路新設改良事業費 | ６４６，７００ | ６５８，８００ |
| 河川整備事業費 | ３２，５００ | ５２，１００ |
| 都市計画事業費 | １８，８００ | ２３，９００ |
| 港湾事業費 | ６０８，５００ | ６１２，７００ |
| 消防施設整備事業費 | ７６，５００ | ７８，９００ |
| 義務教育施設整備事業費 | ６６３，２００ | ６７３，９００ |
| 総合体育館施設整備事業費 | ５０，３００ | ５４，３００ |
| 臨時財政対策債 | １，３１５，０００ | １，３０２，６８３ |

令 和 ２ 年
小樽市議会

第 １ 回 定 例 会　　議案第１５号

令和元年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算

令和元年度小樽市の国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

１　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 135,598 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 14,164,247 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表　歳入歳出予算補正」による。

令和２年２月１９日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

別表　歳入歳出予算補正

歳　入

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補　正　額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| | | 千円 | 千円 | 千円 |
| 1　国民健康保険料 | | 1,904,600 | △ 1,477 | 1,903,123 |
| | 1　国民健康保険料 | 1,904,600 | △ 1,477 | 1,903,123 |
| 2　道　支　出　金 | | 10,815,834 | 151,262 | 10,967,096 |
| | 1　道　補　助　金 | 10,815,834 | 151,262 | 10,967,096 |
| 4　繰　　入　　金 | | 1,223,085 | △ 17,715 | 1,205,370 |
| | 1　一般会計繰入金 | 1,123,085 | △ 17,715 | 1,105,370 |
| 6　諸　　収　　入 | | 5,060 | 3,528 | 8,588 |
| | 2　雑　　入 | 4,550 | 3,528 | 8,078 |
| 歳　　入　　合　　計 | | 14,028,649 | 135,598 | 14,164,247 |

歳　出

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補　正　額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| | | 千円 | 千円 | 千円 |
| 1 総　務　費 | | 344,519 | △ 8,177 | 336,342 |
| | 1 総務管理費 | 344,519 | △ 8,177 | 336,342 |
| 2 保険給付費 | | 10,578,553 | 142,323 | 10,720,876 |
| | 1 療養諸費 | 10,547,040 | 150,723 | 10,697,763 |
| | 2 出産育児等諸費 | 31,513 | △ 8,400 | 23,113 |
| 5 基金積立金 | | 80,070 | 1,452 | 81,522 |
| | 1 基金積立金 | 80,070 | 1,452 | 81,522 |
| 歳　出　合　計 | | 14,028,649 | 135,598 | 14,164,247 |

令 和 ２ 年
小樽市議会

第 １ 回 定 例 会　　議案第１６号

令和元年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算

令和元年度小樽市の介護保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

１　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 9,520 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15,191,450 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表　歳入歳出予算補正」による。

令和２年２月１９日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

別表　歳入歳出予算補正

歳　入

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補　正　額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| | | 千円 | 千円 | 千円 |
| 2 国庫支出金 | | 3,758,844 | 516 | 3,759,360 |
| | 2 国庫補助金 | 1,296,796 | 516 | 1,297,312 |
| 3 支払基金交付金 | | 3,658,950 | 500 | 3,659,450 |
| | 1 支払基金交付金 | 3,658,950 | 500 | 3,659,450 |
| 4 道支出金 | | 2,031,188 | 232 | 2,031,420 |
| | 2 道補助金 | 109,612 | 232 | 109,844 |
| 6 繰入金 | | 2,264,043 | △ 10,768 | 2,253,275 |
| | 1 一般会計繰入金 | 2,264,043 | △ 10,768 | 2,253,275 |
| 歳入合計 | | 15,200,970 | △ 9,520 | 15,191,450 |

歳　出

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補　正　額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| | | 千円 | 千円 | 千円 |
| 1 総　務　費 | | 307,564 | △ 11,000 | 296,564 |
| | 1 総務管理費 | 165,200 | △ 11,000 | 154,200 |
| 3 地域支援事業費 | | 756,237 | 1,850 | 758,087 |
| | 3 一般介護予防事業費 | 25,360 | 1,850 | 27,210 |
| 4 基金積立金 | | 385,570 | △ 370 | 385,200 |
| | 1 基金積立金 | 385,570 | △ 370 | 385,200 |
| 歳　出　合　計 | | 15,200,970 | △ 9,520 | 15,191,450 |

令 和 ２ 年
小樽市議会

第 １ 回 定 例 会　　議案第１７号

令和元年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算

令和元年度小樽市の後期高齢者医療事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

１　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 12,398 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,188,569 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表　歳入歳出予算補正」による。

令和２年２月１９日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

別表　歳入歳出予算補正

歳　入

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補　正　額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| | | 千円 | 千円 | 千円 |
| 2 繰　入　金 | | 638,675 | △ 12,398 | 626,277 |
| | 1 一般会計繰入金 | 638,675 | △ 12,398 | 626,277 |
| 歳　入　合　計 | | 2,200,967 | △ 12,398 | 2,188,569 |

歳　出

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補　正　額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| | | 千円 | 千円 | 千円 |
| 1 総　務　費 | | 81,422 | △ 4,000 | 77,422 |
| | 1 総務管理費 | 74,835 | △ 4,000 | 70,835 |
| 2 後期高齢者医療広域連合納付金 | | 2,117,045 | △ 8,398 | 2,108,647 |
| | 1 後期高齢者医療広域連合納付金 | 2,117,045 | △ 8,398 | 2,108,647 |
| 歳　出　合　計 | | 2,200,967 | △ 12,398 | 2,188,569 |

令 和 ２ 年
小樽市議会

第 １ 回 定 例 会　　議案第１８号

令和元年度小樽市病院事業会計補正予算

第１条　令和元年度小樽市病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第２条　令和元年度小樽市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第２条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

⑵　年 間 入 院 患 者 数　124,440 人

⑷　１日平均入院患者数　340 人

第３条　予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

| （　科　　目　） | （既決予定額） | （補正予定額） | （　　計　　） |
|---|---|---|---|
| | 収 | 入 | |
| 第１款　病院事業収益 | 11,664,627 千円 | △300,000 千円 | 11,364,627 千円 |
| 第１項　医 業 収 益 | 10,850,882 千円 | △300,000 千円 | 10,550,882 千円 |
| | 支 | 出 | |
| 第１款　病院事業費用 | 12,020,367 千円 | 110,000 千円 | 12,130,367 千円 |
| 第１項　医 業 費 用 | 11,558,900 千円 | 100,000 千円 | 11,658,900 千円 |
| 第２項　医業外費用 | 305,225 千円 | 10,000 千円 | 315,225 千円 |

第４条　予算第１０条中「2,842,906 千円」を「2,952,906 千円」に改める。

令和２年２月１９日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

令 和 ２ 年
小樽市議会

第 １ 回 定 例 会　　議案第１９号

小樽市職員定数条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和２年２月１９日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

小樽市職員定数条例等の一部を改正する条例

（小樽市職員定数条例の一部改正）

第１条　小樽市職員定数条例（昭和２７年小樽市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第２条ただし書中「並びに臨時に雇用される者」を「、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２の２第１項に規定する会計年度任用職員並びに同法第２２条の３第４項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第６条第１項の規定により臨時的に任用された職員」に改める。

第４条第１号中「（昭和２５年法律第２６１号）」を削る。

（小樽市職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部改正）

第２条　小樽市職員の分限についての手続及び効果に関する条例（昭和２６年小樽市条例第５３号）の一部を次のように改正する。

第３条ただし書中「第２８条の５第１項又は」を「第２２条の２第１項又は法第２８条の５第１項若しくは」に改める。

第４条に次の１項を加える。

４　法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員に対する第１項の規定の適用については、同項中「３年を超えない範囲内」とあるのは、「法第２２条の２第１項及び第２項の規定に基づき任命権者が定める任期の範

囲内」とする。

（小樽市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正）

第３条　小樽市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和２６年小樽市条例第５４号）の一部を次のように改正する。

第３条中「合計額」の次に「（地方公務員法第２２条の２第１項第１号に規定する会計年度任用職員については正規の勤務時間に対する報酬の月額、日額又は時間額、同項第２号に規定する会計年度任用職員については給料の月額又は日額）」を加える。

（小樽市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正）

第４条　小樽市職員の服務の宣誓に関する条例（昭和２６年小樽市条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第１条中「地方公務員法」の次に「（昭和２５年法律第２６１号）」を加える。

第２条第１項中「あらたに職員となつた」を「新たに職員となった」に、「あつては」を「あっては」に改め、「とする。」の次に「以下同じ。」を加え、「署名なつ印」を「署名押印」に、「行つてはならない」を「行ってはならない」に改め、同条第２項中「、別表第１号様式」を「別表第１号様式」に、「、別表第４号様式」を「別表第４号様式」に改め、同条に次の１項を加える。

３　地方公務員法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前２項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

第３条中「外」を「ほか」に改め、「（学校職員にあつては、教育委員会とする。）」を削る。

第２号様式中「且つ」を「かつ」に改める。

第３号様式中「且つ、擁護すること」を「かつ、擁護すること」に、「、

且つ、能率的に」を「かつ能率的に」に、「、且つ、公正に」を「かつ公正に」改める。

第４号様式中「且つ、擁護すること」を「かつ、擁護すること」に、「、且つ、能率的に」を「かつ能率的に」に、「且つ公正に」を「かつ公正に」に改める。

（小樽市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正）

第５条　小樽市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和２６年小樽市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第２条に次の１項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、地方公務員法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員の職務に専念する義務の免除については、その職務の性質、勤務時間等を考慮して、任命権者が定める。

（小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

第６条　小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成６年小樽市条例第２９号）の一部を次のように改正する。

第１８条を次のように改める。

（会計年度任用職員の勤務時間等）

第１８条　法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等については、第２条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則に定める基準に従い、任命権者が定める。

（小樽市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第７条　小樽市職員の育児休業等に関する条例（平成４年小樽市条例第６号）の一部を次のように改正する。

第２条中「小樽市職員の定年等に関する条例（昭和５８年小樽市条例第２０号）第４条第１項又は第２項の規定により引き続いて勤務している」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

⑴　小樽市職員の定年等に関する条例（昭和５８年小樽市条例第２０号）第４条第１項又は第２項の規定により引き続いて勤務している職員

⑵　次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア　次のいずれにも該当する非常勤職員

（ア）　任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が１年以上である非常勤職員

（イ）　その養育する子（法第２条第１項に規定する子をいう。以下同じ。）が１歳６か月に達する日（以下「１歳６か月到達日」という。）（第２条の４の規定に該当する場合にあっては、２歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

（ウ）　勤務日の日数を考慮して市長が別に定める非常勤職員

イ　第２条の３第３号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が１歳に達する日（以下この号及び同条において「１歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ　その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第２条の３を第２条の５とし、第２条の２の次に次の２条を加える。

（法第２条第１項の条例で定める日）

第２条の３　法第２条第１項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の

区分に応じ、当該各号に定める日とする。

⑴　次号及び第３号に掲げる場合以外の場合　非常勤職員の養育する子の１歳到達日

⑵　非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の１歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の１歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）　当該子が１歳２か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の１歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第６５条第１項及び第２項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

⑶　１歳から１歳６か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の１歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当

してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき

当該子の１歳６か月到達日

ア　当該子について、当該非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の１歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ　当該子の１歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市長が別に定める場合に該当する場合

（法第２条第１項の条例で定める場合）

第２条の４　法第２条第１項の条例で定める場合は、１歳６か月から２歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の１歳６か月到達日の翌日（当該子の１歳６か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。

⑴　当該子について、当該非常勤職員が当該子の１歳６か月到達日におい

て育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の１歳６か月到達日において地方等育児休業をしている場合

⑵　当該子の１歳６か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市長が別に定める場合に該当する場合

第３条に次の２号を加える。

⑺　第２条の３第３号に掲げる場合に該当すること又は第２条の４の規定に該当すること。

⑻　その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

第５条の２第１項中「職員の」を「職員（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員（以下単に「会計年度任用職員」という。）を除く。）の」に、「６箇月」を「６か月」に改め、同条第２項中「職員の」を「職員（会計年度任用職員を除く。）の」に、「６箇月」を「６か月」に改める。

第６条中「職員が」を「職員（会計年度任用職員を除く。）が」に改める。

第７条の次に次の１条を加える。

（部分休業をすることができない職員）

第７条の２　法第１９条第１項の条例で定める職員は、次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）とする。

⑴　特定職に引き続き在職した期間が１年以上である非常勤職員

⑵　勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が別に定める

非常勤職員

第８条第２項中「（昭和２２年法律第４９号）」を削る。

（公益的法人等への小樽市職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第８条　公益的法人等への小樽市職員の派遣等に関する条例（平成１６年小樽市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第３号中「第２２条第１項」を「第２２条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

（小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部改正）

第９条　小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例（昭和４６年小樽市条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第３条中第５項を削り、第６項を第５項とし、第７項を第６項とする。

第７条を第８条とし、第６条の次に次の１条を加える。

（会計年度任用職員の報酬等）

第７条　この条例の規定にかかわらず、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の２第１項第１号に規定する会計年度任用職員に対する報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法については、別に条例で定める。

（小樽市職員給与条例の一部改正）

第１０条　小樽市職員給与条例（昭和４６年小樽市条例第３号）の一部を次のように改正する。

第３１条を次のように改める。

（会計年度任用職員の給与）

第３１条　第２条から前条までの規定にかかわらず、法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員に対する給与については、別に条例で定める。

付則第３３項中「１４７，５００円」を「行政職給料表１級３号俸の給料月額」に改める。

付則第３４項中「、第２４条」を削る。

（小樽市職員退職手当支給条例の一部改正）

第１１条　小樽市職員退職手当支給条例（昭和３６年小樽市条例第３１号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「除く。」の次に「以下単に「職員」という。」を加え、同条中第３項を第４項とし、第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２　職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が１８日以上ある月が引き続いて１２月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第４条中１１年以上２５年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第５条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに２５年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。

第８条第３項中「第２条第３項」を「第２条第４項」に改める。

第８条の次に次の１条を加える。

（勤続期間の計算の特例）

第８条の２　次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間（令和２年４月１日以降のものに限る。）は、前条第１項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

⑴　第２条第２項に規定する者　その者の同項に規定する勤務した月が引き続いて１２月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間

⑵　第２条第２項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項に規定する勤務した月が引き続いて１２月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して１２月を超える勤務をしたもの　その職員となる前の引き続いて勤務した期間

第９条第３項本文中「第２条第３項」を「第２条第４項」に改め、同項ただし書中「一般職に属する常勤の」を削る。

第１１条第１項中「第５項」を「（第５項又は第７項」に改め、同条第２項中「期間を含む」を「期間（地方公務員法第２２条の２第１項第２号に掲げる会計年度任用職員にあっては、令和２年４月１日以降のものに限る。以下この項において同じ。）を含む」に改め、同条第３項中「第６項」の次に「又は第８項」を加え、同項ただし書中「第１項第２号」を「同号」に改め、同条第５項中「職員」の次に「（第７項の規定に該当するものを除く。）」を加え、同項第２号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第６項中「職員」の次に「（第８項の規定に該当するものを除く。）」を加え、同条中第１３項を第１７項とし、同条第１２項中「及び第５項から第８項まで」を「、第５項から第１１項まで及び前項」に改め、同項を同条第１６項とし、同条第１１項中「第８項第４号」を「第１１項第４号」に、「第８項の」を「第１１項の」に改め、「各号に」の次に「掲げる退職手当ごとに、当該各号に」を加え、同項を同条第１４項とし、同項の次に次の１項を加える。

１５　第１１項の規定は、第５項又は第６項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第５項又は第６項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して１年を経過していないものを含む。）及び第７項又は第８項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第７項又は第８項の規定による退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の

日の翌日から起算して６か月を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、第１１項中「次の各号」とあるのは「第４号から第６号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

第１１条第１０項中「第８項第３号」を「第１１項第３号」に、「第８項の」を「第１１項の」に改め、同項を同条第１３項とし、同条中第９項を第１２項とし、第８項を第１１項とし、同条第７項中「又は第３項」を「、第３項又は前項」に改め、同項を同条第１０項とし、同条第６項の次に次の３項を加える。

7　勤続期間６月以上で退職した職員であって、法第４条第１項に規定する被保険者とみなしたならば法第３８条第１項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するもののうち、第１号に掲げる額が第２号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第２号に掲げる額から第１号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。

⑴　その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額

⑵　その者を法第３９条第２項に規定する特例受給資格者と、その者の基準勤続期間を法第１７条第１項に規定する被保険者期間とみなして法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する額

8　勤続期間６月以上で退職した職員であって、法第４条第１項に規定する被保険者とみなしたならば法第３８条第１項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第２号の規定の例によりその者につき法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する金額を、退職手当として、法の規定による

特例一時金の支給の条件に従い支給する。

９　前２項の規定に該当する者が、これらの規定による退職手当の支給を受ける前に市長が法の規定の例により指示した法第４１条第１項に規定する公共職業訓練等を受ける場合には、その者に対しては、前２項の規定による退職手当を支給せず、当該公共職業訓練等を受け終わる日までの間に限り、同条の規定による基本手当の支給の条件に従い、第１項又は第３項の規定による退職手当を支給する。

付則第９項表以外の部分中「第１１条第７項」を「第１１条第１０項」に改め、付則に次の２項を加える。

１０　第２条第２項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて６月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する第３条から第５条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の１００分の５０に相当する金額とする。

１１　前項の規定の適用を受ける者（引き続き同項に規定する者である者とした場合に、同項の規定の適用を受けることができた者を含む。）に対する第８条の２の規定の適用については、同条中「１２月」とあるのは、「６月」とする。

（小樽市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第１２条　小樽市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和４２年小樽市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第２条中「、嘱託員及び」を「その他の非常勤の職員（地方公務員災害補償法施行令（昭和４２年政令第２７４号）第１条に規定する職員を除く。）並びに」に改め、「並びに地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２

２条第５項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第６条第１項の規定による臨時的任用職員」を削る。

第６条第３号中「賃金」を「給料」に改める。

（小樽市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第１３条　小樽市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和４１年小樽市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項を次のように改める。

企業職員のうち一般職であるもの（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。

第１２条中「在職する職員」の次に「（地方公務員法（昭和２６年法律第２６１号）第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員（以下単に「会計年度任用職員」という。）にあっては、任期が６月以上であり、かつ、１週間当たりの勤務時間が１５時間３０分以上である者に限る。）」を加え、「管理者」を「会計年度任用職員及び管理者」に改める。

第１６条第１項中「職員が」を「職員（会計年度任用職員を除く。以下この項及び第１８条第１項において同じ。）が」に改め、「又は勤続期間」を「若しくは勤続期間」に、「退職したときは、職員」を「退職したとき又は地方公務員法第２２条の２第１項第２号に規定する会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）のうち、常勤の職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規程により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が１８日以上ある月が引き続いて１２月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものが退職したときに、職員若しくはフルタイム会計年度任用職員」に改め、同条第５項中「次項」を「フルタイム会計年度任用職員にあっては、第１項の規定により退職手当が支給される者に限る。以下この条において同じ。）

（次項又は第７項」に改め、同条第６項中「職員」の次に「（次項の規定に該当するものを除く。）」を加え、同条に次の２項を加える。

７　勤続期間６月以上で退職した職員であって、雇用保険法第４条第１項に規定する被保険者とみなしたならば同法第３８条第１項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、その者が同法に規定する特例一時金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。

８　前３項に定めるもののほか、第５項又は前項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で管理者が指定するものに対しては、雇用保険法に規定する技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は広域休職活動費に相当する金額を同法の規定による当該給付の支給の条件に従い、退職手当として支給する。

第１６条の２中「再任用短時間勤務職員」を「同法第２８条の５第１項又は同法第２８条の６第２項の規定により採用された職員」に改め、同条の次に次の１条を加える。

（会計年度任用職員についての適用除外）

第１６条の３　第４条、第５条の２、第６条、第８条、第１０条、第１１条及び第１３条から第１６条までの規定は、地方公務員法第２２条の２第１項第１号に規定する会計年度任用職員には適用しない。

２　第４条、第５条の２、第６条、第１１条、第１３条及び第１５条の規定は、フルタイム会計年度任用職員には適用しない。

第１８条に次の１項を加える。

２　会計年度任用職員が休職にされたときは、いかなる給与も支給しない。

第１８条の２第２項中「職員の」を「職員（会計年度任用職員を除く。）の」に改める。

第１９条を削り、第２０条を第１９条とする。

附則第２項中「第１１条から第１３条まで」を「第１１条、第１３条」に改め、附則に次の１項を加える。

（フルタイム会計年度任用職員に係る退職手当の特例）

４　フルタイム会計年度任用職員のうち、常勤の職員について定められている勤務時間以上勤務した者の第１６条第１項に規定する勤務した月が引き続いて６月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、この条例の規定を適用する。

（小樽市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第１４条　小樽市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成２１年小樽市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項を次のように改める。

企業職員のうち一般職であるもの（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。

第２条第２項中「又は第４項」を「から第５項まで」に改め、同条第３項中「企業職員」を「職員」に改め、「地方公務員法」の次に「（昭和２５年法律第２６１号）」を加え、同条第４項中「再任用短時間勤務職員」を「地方公務員法第２８条の５第１項又は同法第２８条の６第２項の規定により採用された職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」に改め、同条に次の１項を加える。

５　地方公務員法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員（以下単に「会計年度任用職員」という。）の手当の種類は、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める手当とする。

⑴　地方公務員法第２２条の２第１項第１号に規定する会計年度任用職員　通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び期末手当

⑵　地方公務員法第２２条の２第１項第２号に規定する会計年度任用職員

（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）　通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当

第１８条第１項中「在職する職員」の次に「（会計年度任用職員にあっては、任期が６月以上であり、かつ、１週間当たりの勤務時間が１５時間３０分以上である者に限る。）」を加え、「及び管理者」を「、会計年度任用職員及び管理者」に改める。

第２０条第１項中「職員が」を「職員（会計年度任用職員を除く。以下この項及び第２２条第１項において同じ。）が」に、「又は勤続期間」を「若しくは勤続期間」に、「退職した場合に、職員」を「退職した場合又はフルタイム会計年度任用職員のうち、常勤の職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規程により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が１８日以上ある月が引き続いて１２月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものが退職した場合に、職員若しくはフルタイム会計年度任用職員」に改め、同条第５項中「退職した職員」の次に「（フルタイム会計年度任用職員にあっては、第１項の規定により退職手当が支給される者に限る。）」を加える。

第２１条第３号中「第２条」を「第２条第１項」に改める。

第２２条に次の１項を加える。

２　会計年度任用職員が休職にされたときは、いかなる給与も支給しない。

第２３条中「地方公務員の育児休業等に関する法律」の次に「（平成３年法律第１１０号）」を加え、次のただし書を加える。

ただし、会計年度任用職員については、この限りでない。

第２４条を削る。

附則第３項中「及び宿日直手当」を「、宿日直手当及び期末手当」に改め、

附則に次の１項を加える。

（フルタイム会計年度任用職員に係る退職手当の特例）

５　フルタイム会計年度任用職員のうち、常勤の職員について定められている勤務時間以上勤務した者の第２０条第１項に規定する勤務した月が引き続いて６月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、この条例の規定を適用する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（小樽市職員退職手当支給条例の一部改正に係る経過措置）

２　第１１条の規定による改正後の小樽市職員退職手当条例第２条第２項及び第１１条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

（小樽市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正に係る経過措置）

３　第１２条の規定による改正後の小樽市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第２条の規定は、施行日以後に生じた事由に係る補償について適用し、同日前に生じた事由に係る補償については、なお従前の例による。

（小樽市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に係る経過措置）

４　第１３条の規定による改正後の小樽市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第１６条の規定は、施行日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

（小樽市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に係る経過措置）

５　第１４条の規定による改正後の小樽市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第２０条の規定は、施行日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員に係る勤務条件、育児休業、退職手当等に関し必要な事項を定めるなど、関係する条例の整備等を行うとともに、所要の改正を行うためであります。

令 和 ２ 年
小樽市議会

第 １ 回 定 例 会　　議案第２０号

小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和２年２月１９日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例

小樽市特別職に属する職員の給与条例（昭和２６年小樽市条例第４７号）の一部を次のように改正する。

第４条第３項の表を次のように改める。

| 在職期間 | 支給割合 |
|---|---|
| ６月 | １００分の２２５ |
| ５月以上６月未満 | １００分の１８０ |
| ３月以上５月未満 | １００分の１３５ |
| ３月未満 | １００分の６７．５ |

附則第４項中「平成３１年４月１日」を「令和２年４月１日」に改め、同項の表を次のように改める。

| | |
|---|---|
| １００分の２２５ | １００分の２０５ |
| １００分の１８０ | １００分の１６４ |
| １００分の１３５ | １００分の１２３ |
| １００分の６７．５ | １００分の６１．５ |

附　則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、特別職の期末手当支給割合について、職員の勤勉手当支給割合の引上げに準じた改定を行うとともに、この改定にかかわらず、引き続きその支給割合を据え置くこととするためであります。

令 和 ２ 年
小樽市議会

第 １ 回 定 例 会　　議案第２１号

小樽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案

上記の議案を提出する。

令和２年２月１９日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

小樽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２０３条の２第５項及び第２０４条第３項並びに地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第２４条第５項の規定に基づき、法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員（以下単に「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償について定めるものとする。

（会計年度任用職員の給与の種類）

第２条　前条の「給与」とは、法第２２条の２第１項第２号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当をいい、同項第１号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては報酬及び期末手当をいう。

（フルタイム会計年度任用職員の給料）

第３条　フルタイム会計年度任用職員の給料は、小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成６年小樽市条例第２９号。以下「勤務時間等条例」

という。）第１８条の規定に基づき定める正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）における報酬であって、前条に規定するフルタイム会計年度任用職員に対する手当を除いた額とする。

２　フルタイム会計年度任用職員の給料表は、会計年度任用職員行政職給料表（別表第１号。以下「給料表」という。）とする。

３　給料を日額で定めるフルタイム会計年度任用職員の給料の額は、給料表に定める給料月額に１２を乗じて得た額を２４４で除して得た額（５円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５円以上１０円未満の端数を生じたときはこれを１０円に切り上げた額）とする。

（フルタイム会計年度任用職員の職務の級）

第４条　フルタイム会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合いに基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、会計年度任用職員等級別基準職務表（別表第２号）に定めるとおりとする。

２　フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の規定に基づく基準に従い、任命権者（法第６条第１項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。）が決定する。

（フルタイム会計年度任用職員の号俸）

第５条　フルタイム会計年度任用職員となった者の号俸は、規則で定める基準に従い、任命権者が決定する。

（フルタイム会計年度任用職員の通勤手当）

第６条　フルタイム会計年度任用職員の通勤手当は、正規職員（小樽市職員給与条例（昭和４６年小樽市条例第３号。以下「給与条例」という。）に定める行政職給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例第６条第１０項に規定

する再任用職員以外の職員をいう。以下同じ。）との権衡を失しない範囲において、市長が別に定める基準に基づき支給する。

（フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当）

第７条　フルタイム会計年度任用職員が給与条例第１５条第１項に規定する職務に従事した場合において、市長が正規職員との権衡上必要と認めるときは、特殊勤務手当を支給する。

２　特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法については、正規職員の例による。

（フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当等）

第８条　フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当については、正規職員の例による。

（フルタイム会計年度任用職員の勤務１時間当たりの給料額）

第９条　前条に規定する手当に係る勤務１時間当たりの給料額及び第１３条に規定する勤務１時間当たりの給料額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

⑴　給料が月額で支給されるフルタイム会計年度任用職員　正規職員の例により算定した額

⑵　給料が日額で支給されるフルタイム会計年度任用職員　当該フルタイム会計年度任用職員の給料の日額を７．７５で除して得た額

２　前項に規定する勤務１時間当たりの給料額を算定する場合において、当該額に、５０銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０銭以上１円未満の端数を生じたときはこれを１円に切り上げるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当）

第１０条　フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当については、正規職員の

例による。

（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）

第１１条　フルタイム会計年度任用職員の期末手当は、６月１日及び１２月１日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員に対して、６月１５日及び１２月１５日にそれぞれ支給する。

２　給与条例第２４条（第１項、第４項及び第５項を除く。）から第２４条の３までの規定は、任期の定めが６月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第２４条第３項中「再任用職員」とあるのは、「フルタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

３　前項において準用する給与条例第２４条第２項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料月額（給料が日額で支給されるフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該フルタイム会計年度任用職員について決定された職務の級及び号俸に応ずる給料表に定める給料月額）とする。

４　任期の定めが６月に満たないフルタイム会計年度任用職員の１会計年度内における当該フルタイム会計年度任用職員の任期の定めの合計（合計する任期が引き続いている場合であって、同一の職についてのものに限る。）が６月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、第２項に規定する任期の定めが６月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

５　６月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員（１週間当たりの勤務時間が１５時間３０分以上である者に限る。）として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用され

た者の任期の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計（合計する任期が引き続いている場合であって、同一の職についてのものに限る。）が６月以上に至ったときは、第２項に規定する任期の定めが６月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

（フルタイム会計年度任用職員の退職手当）

第１２条　フルタイム会計年度任用職員の退職手当の額及び支給方法は、小樽市職員退職手当支給条例（昭和３６年小樽市条例第３１号。以下「退職手当条例」という。）の定めるところによる。

（フルタイム会計年度任用職員の給料の減額）

第１３条　フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、休日（勤務時間等条例第１８条の規定に基づき定める休日をいう。以下同じ。）である場合、市長が別に定める有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない１時間につき、第９条の規定により算定した勤務１時間当たりの給料額を減額する。

２　前項の規定による減額すべき給料額は、その減額すべき理由の生じた月以降に支給される給料から差し引くものとする。ただし、退職、休職等の場合において、減額すべき給料額を支給される給料から差し引くことができないときは、この条例に基づくその他の未支給の給与又は退職手当条例に基づく退職手当（退職手当条例第１０条及び第１１条に規定するものを除く。）から差し引くことができる。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬）

第１４条　パートタイム会計年度任用職員の報酬（次条に規定するものを除く。）は、正規の勤務時間における勤務に対する報酬であって、月額、日額

又は時間額で定めるものとする。

２　月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた１週間当たりの勤務時間を３８．７５で除して得た数を乗じて得た額（５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げた額）とする。

３　日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に１２を乗じて得た額を２４４で除し、これに５を乗じて得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた１週間当たりの勤務時間を３８．７５で除して得た数を乗じて得た額を、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週の所定勤務日数で除して得た額（５円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５円以上１０円未満の端数を生じたときはこれを１０円に切り上げた額）とする。

４　時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に１２を乗じて得た額を２４４で除し、これを７．７５で除して得た額（５円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５円以上１０円未満の端数を生じたときはこれを１０円に切り上げた額）とする。

５　前３項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の１週間当たりの通常の勤務時間がフルタイム会計年度任用職員の勤務時間と同一であるとした場合に、第３条から第５条までの規定を準用して決定された職務の級及び号俸に応ずる給料表に定める額とする。

（パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務等に係る報酬）

第１５条　パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務及び休日勤務に係る報酬については、給与条例第６条第１１項に規定する再任用短時間勤務職員（以

下単に「再任用短時間勤務職員」という。）に対して支給する時間外勤務手当及び休日勤務手当の例による。

（パートタイム会計年度任用職員の勤務１時間当たりの報酬額）

第１６条　前条に規定する報酬に係る勤務１時間当たりの報酬額及び第１８条に規定する勤務１時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

⑴　月額による報酬　第１４条第２項の規定により算定した額を１月当たりの勤務時間（当該年度における勤務日（勤務時間を割り振られた日（休日を除く。）をいう。）に割り振られた勤務時間の総時間を１２で除して得た時間をいう。）で除して得た額

⑵　日額による報酬　第１４条第３項の規定により算定した額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた１日当たりの勤務時間で除して得た額

⑶　時間額による報酬　第１４条第４項の規定により算定した額

２　前項に規定する勤務１時間当たりの報酬額を算定する場合において、当該額に、５０銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０銭以上１円未満の端数を生じたときはこれを１円に切り上げるものとする。

（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）

第１７条　第１１条の規定は、１週間当たりの勤務時間が１５時間３０分以上であるパートタイム会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、同条第３項中「給料月額（給料が日額」とあるのは「報酬（第１５条に規定するものを除く。）の月額（報酬が日額又は時間額」と、「ついて決定された職務の級及び号俸に応ずる給料表に定める給料月額」とあるのは「係る第１４条第５項に規定する基準月額に当該パートタイム会計年度

任用職員について定められた１週間当たりの勤務時間数を乗じて得た額を３８．７５で除して得た額(５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げた額）」と読み替えるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、その職務の特殊性等から同項の規定による期末手当を支給することが他のパートタイム会計年度任用職員との権衡を失すると認められる場合には、市長が別に定める基準に従い、期末手当を支給することができるものとする。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額）

第１８条　第１３条の規定は、パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額について準用する。この場合において、同条第１項中「第９条」とあるのは「第１６条」と、同条第２項中「給与又は退職手当条例に基づく退職手当（退職手当条例第１０条及び第１１条に規定するものを除く。）」とあるのは「報酬」と読み替えるものとする。

（パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償）

第１９条　パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償については、再任用短時間勤務職員との権衡を失しない範囲において、市長が別に定める基準に従い支給する。

２　パートタイム会計年度任用職員が公務のために旅行した場合における費用弁償は、小樽市旅費条例（昭和４１年小樽市条例第２０号）の例により支給する。

（市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与）

第２０条　第３条から第１８条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し、市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、正規職

員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定めるものとする。

（会計年度任用職員の給与からの控除）

第２１条　小樽市職員の給与控除に関する条例（昭和４０年小樽市条例第２２号）第２条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

（休職者の給与及び費用弁償）

第２２条　会計年度任用職員が休職にされた場合は、いかなる給与及び費用弁償も支給しない。

（退職し、又は死亡した会計年度任用職員の給料等）

第２３条　会計年度任用職員が退職した場合は、その日までの給料又は報酬（以下「給料等」という。）を支給する。

２　前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員（給料等を月額で定める者に限る。）が死亡した場合には、当月分の給料等は、その全額を支給する。

（給料等の日割計算）

第２４条　給与条例第２８条の規定は、給料等が月額で定められている会計年度任用職員について準用する。

２　前項に規定するもののほか、日割計算により支給する給料等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（給料等の期間等）

第２５条　給料等の計算期間（以下「給料等期間」という。）は、月の１日から末日までとする。

２　給料等が月額で定められている会計年度任用職員にあっては当月分を、給料等の額が日額又は時間額で定められている会計年度任用職員にあっては前月分を次条第１項に規定する日に支給する。

３　日額又は時間額により給料等が定められた会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて給料等を支給する。

（給与等の支給日）

第２６条　給料等及び通勤手当（通勤に係る費用弁償を含む。以下同じ。）は、毎月２１日に支給する。

２　通勤手当（給料等が月額で定められている会計年度任用職員に対する通勤手当を除く。）、特殊勤務手当、時間外勤務手当（時間外勤務に係る報酬を含む。）、休日勤務手当（休日勤務に係る報酬を含む。）、夜間勤務手当及び宿日直手当は、一の給料等期間の分を次の給料等期間における前項に規定する給与の支給日に支給する。

３　第１１条第１項（第１７条において準用する場合を含む。）及び前２項に規定する支給日が土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、順次これを繰り上げる。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、別に定める日に支給することができる。

４　第１項及び第２項に規定する給与の支給について市長が特別の事情があると認めるときは、前３項の規定にかかわらず、その月内において繰り上げ、又は分割して支給することができる。

（口座振替の方法による給与の支払）

第２７条　会計年度任用職員の給与は、当該職員から申出があった場合には、口座振替の方法により支払うことができる。

（委任）

第２８条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

別表第１号（第３条関係）

会計年度任用職員行政職給料表

| 職務の級 | １　級 | ２　級 |
|---|---|---|
| 号　俸 | 給料月額 | 給料月額 |
| | 円 | 円 |
| 1 | 146, 100 | 195, 500 |
| 2 | 147, 200 | 197, 300 |
| 3 | 148, 400 | 199, 100 |
| 4 | 149, 500 | 200, 900 |
| 5 | 150, 600 | 202, 400 |
| 6 | 151, 700 | 204, 200 |
| 7 | 152, 800 | 206, 000 |
| 8 | 153, 900 | 207, 800 |
| 9 | 154, 900 | 209, 400 |
| 10 | 156, 300 | 211, 200 |
| 11 | 157, 600 | 213, 000 |
| 12 | 158, 900 | 214, 800 |
| 13 | 160, 100 | 216, 200 |
| 14 | 161, 600 | 218, 000 |
| 15 | 163, 100 | 219, 700 |
| 16 | 164, 700 | 221, 500 |
| 17 | 165, 900 | 223, 200 |
| 18 | 167, 400 | 224, 900 |
| 19 | 168, 900 | 226, 500 |
| 20 | 170, 400 | 228, 100 |
| 21 | 171, 700 | 229, 500 |
| 22 | 174, 400 | 231, 200 |
| 23 | 177, 000 | 232, 800 |
| 24 | 179, 600 | 234, 400 |
| 25 | 182, 200 | 235, 400 |
| 26 | 183, 900 | 236, 900 |
| 27 | 185, 500 | 238, 300 |
| 28 | 187, 200 | 239, 500 |
| 29 | 188, 700 | 240, 700 |
| 30 | 190, 400 | 241, 900 |
| 31 | 192, 200 | 242, 900 |
| 32 | 193, 900 | 244, 100 |
| 33 | 195, 500 | 245, 400 |

| | | |
|---|---|---|
| 34 | 196, 900 | 246, 400 |
| 35 | 198, 400 | 247, 600 |
| 36 | 199, 900 | 248, 900 |
| 37 | 201, 200 | 249, 800 |
| 38 | 202, 500 | 251, 100 |
| 39 | 203, 700 | 252, 300 |
| 40 | 205, 000 | 253, 600 |
| 41 | 206, 300 | 255, 000 |
| 42 | 207, 600 | 256, 400 |
| 43 | 208, 900 | 257, 600 |
| 44 | 210, 200 | 258, 800 |
| 45 | 211, 300 | 260, 000 |
| 46 | 212, 600 | 261, 200 |
| 47 | 213, 900 | 262, 500 |
| 48 | 215, 200 | 263, 600 |
| 49 | 216, 300 | 264, 700 |
| 50 | 217, 400 | 265, 800 |
| 51 | 218, 400 | 267, 100 |
| 52 | 219, 500 | 268, 400 |
| 53 | 220, 600 | 269, 400 |
| 54 | 221, 600 | 270, 500 |
| 55 | 222, 500 | 271, 800 |
| 56 | 223, 500 | 273, 100 |
| 57 | 223, 800 | 274, 000 |
| 58 | 224, 600 | 275, 000 |
| 59 | 225, 400 | 275, 900 |
| 60 | 226, 100 | 277, 000 |
| 61 | 226, 800 | 278, 100 |
| 62 | 227, 800 | 279, 100 |
| 63 | 228, 600 | 280, 000 |
| 64 | 229, 400 | 281, 000 |
| 65 | 230, 100 | 281, 500 |
| 66 | 230, 800 | 282, 400 |
| 67 | 231, 700 | 283, 100 |
| 68 | 232, 700 | 284, 000 |
| 69 | 233, 400 | 285, 000 |
| 70 | 234, 000 | 285, 800 |
| 71 | 234, 500 | 286, 600 |
| 72 | 235, 200 | 287, 400 |

| | | |
|---|---|---|
| 73 | 236, 000 | 288, 200 |
| 74 | 236, 600 | 288, 700 |
| 75 | 237, 200 | 289, 100 |
| 76 | 237, 700 | 289, 600 |
| 77 | 238, 400 | 289, 800 |
| 78 | 239, 100 | 290, 100 |
| 79 | 239, 800 | 290, 300 |
| 80 | 240, 300 | 290, 700 |
| 81 | 240, 800 | 290, 900 |
| 82 | 241, 500 | 291, 100 |
| 83 | 242, 200 | 291, 500 |
| 84 | 242, 900 | 291, 800 |
| 85 | 243, 500 | 292, 100 |
| 86 | 244, 200 | 292, 400 |
| 87 | 244, 900 | 292, 700 |
| 88 | 245, 600 | 293, 100 |
| 89 | 246, 100 | 293, 400 |
| 90 | 246, 600 | 293, 800 |
| 91 | 246, 900 | 294, 100 |
| 92 | 247, 300 | 294, 500 |
| 93 | 247, 600 | 294, 700 |
| 94 | | 294, 900 |
| 95 | | 295, 200 |
| 96 | | 295, 600 |
| 97 | | 295, 800 |
| 98 | | 296, 100 |
| 99 | | 296, 500 |
| 100 | | 296, 900 |
| 101 | | 297, 100 |
| 102 | | 297, 400 |
| 103 | | 297, 800 |
| 104 | | 298, 100 |
| 105 | | 298, 300 |
| 106 | | 298, 600 |
| 107 | | 299, 000 |
| 108 | | 299, 300 |
| 109 | | 299, 500 |
| 110 | | 299, 900 |

| | | |
|---|---|---|
| 111 | | 300, 300 |
| 112 | | 300, 600 |
| 113 | | 300, 800 |
| 114 | | 301, 000 |
| 115 | | 301, 300 |
| 116 | | 301, 700 |
| 117 | | 301, 900 |
| 118 | | 302, 100 |
| 119 | | 302, 400 |
| 120 | | 302, 700 |
| 121 | | 303, 100 |
| 122 | | 303, 300 |
| 123 | | 303, 600 |
| 124 | | 303, 900 |
| 125 | | 304, 200 |

別表第２号（第４条関係）

会計年度任用職員等級別基準職務表

| 職務の級 | 基準となる職務 |
| --- | --- |
| １級 | 定型的な業務を行う職務 |
| ２級 | 高度の知識又は経験を必要とする職務 |

（提案理由）

この条例案を提出したのは、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるためであります。

令 和 ２ 年
小樽市議会

第 １ 回 定 例 会　　議案第２２号

小樽市資金基金条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和２年２月１９日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

小樽市資金基金条例の一部を改正する条例

小樽市資金基金条例（昭和３９年小樽市条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第１条の表小樽市地域経済活性化等推進資金基金の項を削る。

附　則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、地域経済活性化等推進資金基金を廃止するためであります。

令 和 ２ 年
小樽市議会

第 １ 回 定 例 会　　議案第２３号

小樽市手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和２年２月１９日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

小樽市手数料条例の一部を改正する条例

小樽市手数料条例（昭和２６年小樽市条例第３１号）の一部を次のように改正する。

別表第７３号中「第４条第４項」を「第４条第３項」に改める。

別表第１２２号の７のイを次のように改める。

イ　共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ｱ)　共同住宅全体の基準一時エネルギー消費量及び設計一次エネルギー消費量の算出において共用部を含めて評価する場合

ア (ｲ) から (ｹ) までに掲げる当該申請に係る１棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれア (ｲ) から (ｹ) までに定める金額に、次に掲げる当該申請に係る１

棟の建築物の共同住宅の住宅の用途に供する部分以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加えた金額

a　床面積の合計が300平方メートル以内のもの　111,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、11,000円）

b　床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの　183,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、29,000円）

c　床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの　283,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、82,000円）

d　床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの　363,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、129,000円）

(イ)　共同住宅全体の基準一時エネルギー消費量及び設計一次エ

ネルギー消費量の算出において共用部を含めずに評価する場合　ア(ｲ)から(ｹ)までに掲げる当該申請に係る１棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれア(ｲ)から(ｹ)までに定める金額

別表第１２２号の８のウを次のように改める。

ウ　共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ｱ)　共同住宅全体の基準一時エネルギー消費量及び設計一次エネルギー消費量の算出において共用部を含めて評価する場合　イ(ｲ)から(ｹ)までに掲げる当該申請に係る１棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれイ(ｲ)から(ｹ)までに定める金額に、次に掲げる当該申請に係る１棟の建築物の共同住宅の住宅の用途に供する部分以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加えた金額

a　床面積の合計が300平方メートル以内のもの　61,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、11,000円）

b　床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの　106,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、29,000円）

c　床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの　183,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、82,000円）

d　床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの　246,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、129,000円）

(ｲ)　共同住宅全体の基準一時エネルギー消費量及び設計一次エネルギー消費量の算出において共用部を含めずに評価する場合　イ(ｲ)から(ｹ)までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物

の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれイ(ｲ)から(ｹ)までに定める金額

別表第１２２号の９のア(ｱ)中「以下この号において「基準省令」」を「以下この号から(122)の１３までにおいて「基準省令」」に改める。

別表第１２２号の１０のア中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（イにおいて「基準省令」という。）」を「基準省令」に改める。

別表第１２２号の１１のイを次のように改める。

イ　共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合　次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ｱ)　基準省令第 12 条第 2 項第 1 号の住宅　ア(ｲ)から(ｵ)までに掲げる当該申請に係る 1 棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれア(ｲ)から(ｵ)までに定める金額に、次に掲げる当該申請に係る 1 棟の建築物の共同住宅の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加えた金額

a　床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの　71,000 円（評価機関審査を受けた場合にあっ

ては、11,000円）

b　床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの　117,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、22,000円）

c　床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの　199,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、47,000円）

d　床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの　284,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、82,000円）

(ｲ)　基準省令第12条第2項第2号の住宅　ア(ｲ)から(ｵ)までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれア(ｲ)から(ｵ)までに定める金額

別表第１２２号の１１のウ中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」を「基準省令」に改める。

別表第１２２号の１２のウを次のように改める。

ウ　共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合　次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ｱ)　基準省令第 12 条第 2 項第 1 号の住宅　イ (ｲ) から (ｵ) までに掲げる当該申請に係る 1 棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれイ (ｲ) から (ｵ) までに定める金額に、次に掲げる当該申請に係る 1 棟の建築物の共同住宅の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加えた金額

a　床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの　41,000 円（評価機関審査を受けた場合にあっては、11,000 円）

b　床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの　70,000 円（評価機関審査を受けた場合にあっては、22,000 円）

c　床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メー

トル以内のもの　123,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、47,000円）

d　床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの　183,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、82,000円）

(ｲ)　基準省令第12条第2項第2号の住宅　イ(ｲ)から(ｵ)までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれイ(ｲ)から(ｵ)までに定める金額

別表第１２２号の１２のエ中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」を「基準省令」に改める。

別表第１２２号の１３のア(ｱ)中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この号において「基準省令」という。）」を「基準省令」に改め、同号のア(ｲ)中「当該申請に係る建築物について基準省令第１条第１項第２号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合」を「(ｱ)に掲げる場合以外の場合」に改め、同号のイ(ｱ)中「の床面積」の次に「（ただし、基準省令第５条第３項第２号の住宅については、共用部分の床面積を除く。）」を加え、同号のイ(ｲ)中「の床面積」の次に「（ただし、基準省令第５条第３項第２号の住宅については、共用部分の床面積を除く。）」を加え、同号中イ(ｲ)の次に次のように加える。

(ｳ) 当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に適合している旨の認定を申請する場合　次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共用部分を除いた床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a　床面積の合計が300平方メートル以内のもの　35,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、11,000円)

b　床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの　59,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、22,000円)

c　床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの　105,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、47,000円)

d　床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの　158,000円(評価機関審査

を受けた場合にあっては、82,000円）

附　則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後に請求のあった事務について適用する。ただし、別表第７３号の改正規定は、令和２年４月１日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部改正に伴い、建築物のエネルギー消費性能に係る簡易な評価方法に対応した建築物のエネルギー消費性能向上計画等の認定に係る申請手数料を追加するとともに、所要の改正を行うためであります。

令 和 ２ 年
小樽市議会

第 １ 回 定 例 会　　議案第２４号

小樽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和２年２月１９日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

小樽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

小樽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年小樽市条例第３５号）の一部を次のように改正する。

附則第３項中「平成３１年厚生労働省令第５０号」を「令和元年厚生労働省令第６１号」に改める。

附　則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、基準省令の一部改正に伴い、基準省令等の内容現在を更新するためであります。

令 和 ２ 年
小樽市議会

第 １ 回 定 例 会　　議案第２５号

小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和２年２月１９日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例

小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例（平成１７年小樽市条例第６０号）の一部を次のように改正する。

別表第１産業廃棄物の処分の項⑴の部分中「に１００分の１１０を乗じて得た額」を削る。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前に一般廃棄物最終処分場に搬入された産業廃棄物の処分に係る手数料については、なお従前の例による。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、一般廃棄物と併せて一般廃棄物最終処分場で処分する産業廃棄物の処分手数料を特別会計から一般会計へ変更することに伴い、当該手数料に係る消費税及び地方消費税の申告が不要となるためであります。

令 和 ２ 年
小樽市議会

第 １ 回 定 例 会　　議案第２６号

小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和２年２月１９日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例

小樽市国民健康保険条例（昭和３４年小樽市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第１６条の６中「５８万円」を「６１万円」に改める。

第２１条第１項第２号中「２８万円」を「２８万５千円」に改め、同項第３号中「５１万円」を「５２万円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の小樽市国民健康保険条例の規定は、令和２年度以後の年度分の保険料について適用し、平成３１年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、基礎賦課限度額を改定し、及び低所得者に係る国民健康保険料の軽減措置の対象者の範囲を拡大するためであります。

令 和 ２ 年
小樽市議会

第 １ 回 定 例 会　　議案第２７号

小樽市公設青果地方卸売市場条例及び小樽市公設青果地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和２年２月１９日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

小樽市公設青果地方卸売市場条例及び小樽市公設青果地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

（小樽市公設青果地方卸売市場条例の一部改正）

第１条　小樽市公設青果地方卸売市場条例（昭和４７年小樽市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第３条の見出しを「(取扱品目)」に改め、同条中「行う業務（以下単に「業務」という。）は、野菜、果実及びこれらの加工品の卸売」を「卸売市場法（昭和４６年法律第３５号）第２条第２項の規定により卸売する生鮮食料品等の取扱品目は、野菜、果実及びこれらの加工品」に改める。

第５条第２項第３号を次のように改める。

⑶　仲卸業者

第６条第１号中「北海道知事への進達に当たっての意見」を「承認」に改め、同条第２号中「仲卸人」を「仲卸業者」に改める。

（小樽市公設青果地方卸売市場業務条例の一部改正）

第２条　小樽市公設青果地方卸売市場業務条例（昭和４７年小樽市条例第２６号）の一部を次のように改正する。

目次中「仲卸人等」を「仲卸業者等」に、「第２７条」を「第２６条の２」

に改める。

第１条の次に次の１条を加える。

（市の責務）

第１条の２　市長は、市場の業務の運営に関し、出荷者、卸売業者、仲卸業者、買受人その他の市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）に対して、不当に差別的な取扱いをしないものとする。

第４条中「第５８条第１項の許可（第６条、第２７条及び第３１条の２において単に「許可」という。）を受けた者」を「第２条第４項に規定する者であって、第５条の２第１項の規定により、市長の承認を受けたもの」に改める。

第５条の次に次の１条を加える。

（卸売業務の承認等）

第５条の２　卸売業者になろうとする者は、別に定める事項を記載した卸売業者承認申請書を市長に提出して、その承認を受けなければならない。

２　市長は、卸売業者になろうとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認をしないものとする。

⑴　破産者で復権を得ないものであるとき。

⑵　禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過しないものであるとき。

⑶　第９条の２の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して２年を経過しない者であるとき。

⑷　卸売の業務を公正かつ適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

⑸　市場の他の卸売業者の役員又は使用人であるとき。

⑹　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下これらを「暴力団員等」という。）であるとき。

⑺　暴力団員等をその業務に従事させているとき。

⑻　その業務活動について暴力団員等により支配を受けている者であると認められるとき。

⑼　法人である場合にあっては、その業務を執行する役員のうちに第２号、第３号、第５号及び第６号のいずれかに該当する者があるとき。

⑽　その承認をすることによって、卸売業者の数が前条に定める数の最高限度を超えることとなるとき。

第６条第１項中「許可」を「前条第１項の承認」に改める。

第９条の次に次の５条を加える。

（承認の取消し等）

第９条の２　市長は、卸売業者が第５条の２第２項第１号、第２号又は第４号から第９号までのいずれかに該当することとなったときは、同条第１項の承認を取り消さなければならない。

２　市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、１年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第５条の２第１項の承認を取り消すものとする。

⑴　この条例又はこの条例に基づく命令に違反したとき。

⑵　正当な理由がないのに第５条の２第１項の承認の通知を受けた日から起算して１月以内にその業務を開始しないとき。

⑶　正当な理由がないのに引き続き１月以上その業務を休止したとき。

（卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割）

第９条の３　卸売業者が事業（市場における卸売の業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の承認を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

２　卸売業者たる法人の合併の場合（卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（市場における卸売の業務に係る場合に限る。）において、当該合併又は分割について市長の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

３　第１項又は前項の承認を受けようとする者は、別に定める事項を記載した承認申請書を市長に提出して、その承認を受けなければならない。

４　第５条の２第２項の規定は､第１項又は第２項の承認について準用する。

（卸売業務の相続）

第９条の４　卸売業者が死亡した場合において、相続人（相続人が２人以上ある場合において、その協議により当該卸売業者の市場における卸売の業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が被相続人の行っていた市場における卸売の業務を引き続き営もうとするときは、被相続人の死亡の日から起算して６０日以内に市長の承認を受けなければならない。

２　前項の承認を受けようとする者は、別に定める事項を記載した承認申請書を市長に提出して、その承認を受けなければならない。

３　相続人が第１項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認をする旨又はその承認をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に対してした第５条の２第１項の承認は、その相続人に対してしたものとみなす。

４　第５条の２第２項の規定は、第１項の承認について準用する。

５　第１項の承認を受けた者は、卸売業者の地位を承継する。

（卸売業者の業務の開始等の届出）

第９条の５　卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

⑴　卸売の業務を開始し、休止し、又は再開したとき。

⑵　氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。

⑶　法人である場合にあっては、定款及び資本又は出資の額並びに役員の氏名を変更したとき。

⑷　商号を変更したとき。

⑸　卸売の業務を廃止しようとするとき。

２　卸売業者が死亡又は解散したときは、当該卸売業者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

（卸売業者の事業報告書の作成等）

第９条の６　卸売業者は、事業年度ごとに、卸売市場法施行規則（昭和４６年農林省令第５２号）第２１条第１項の規定に基づき、事業報告書を作成し、当該事業年度経過後９０日以内に市長に提出しなければならない。

２　卸売業者は、前項の事業報告書の提出を行ったときは、速やかに事業報告書のうち貸借対照表及び損益計算書の写しを作成し、１年間主たる事務所に備えておかなければならない。

３　卸売業者は、当該卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者から、前項の写しを閲覧したい旨の申出があったときは、次に掲げる正当な理由がなければこれを拒んではならない。

⑴　当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされた場合

⑵　安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認す

る目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合

⑶　同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合

第１０条第２項第２号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第３号中「仲卸人」を「仲卸業者」に改め、同項中第４号を第５号とし、第３号の次に次の１号を加える。

⑷　暴力団員等であるとき。

第１０条第４項中「第３号」を「第４号」に改める。

「第２節　仲卸人等」を「第２節　仲卸業者等」に改める。

第１２条の見出し中「仲卸人」を「仲卸業者」に改め、同条中「仲卸人」を「仲卸業者」に、「受けている者」を「受けた者」に改める。

第１３条の見出し及び同条中「仲卸人」を「仲卸業者」に改める。

第１４条中「仲卸人」を「仲卸業者」に、「受けている者」を「受けた者」に改める。

第１５条の見出し中「仲卸人等」を「仲卸業者等」に改め、同条第１項各号列記以外の部分中「仲卸人又は」を「仲卸業者又は」に、「仲卸人等」を「仲卸業者等」に改め、同項第３号中「仲卸人等」を「仲卸業者等」に改め、同条第２項中「仲卸人等」を「仲卸業者等」に改め、同項に次の４号を加える。

⑸　暴力団員等であるとき。

⑹　暴力団員等をその業務に従事させているとき。

⑺　その業務活動について暴力団員等により支配を受けている者であると認められるとき。

⑻　その承認をすることによって、仲卸業者の数が第１３条に定める数の最高限度を超えることとなるとき。

第１５条第３項中「仲卸人等」を「仲卸業者等」に改める。

第１６条第１項及び第２項中「仲卸人」を「仲卸業者」に改める。

第１８条の見出し及び同条中「仲卸人等」を「仲卸業者等」に改める。

第１９条の見出し中「業務」を「仲卸業者等の業務」に改め、同条第１項中「仲卸人等」を「仲卸業者等」に改め、同項第３号中「廃止した」を「廃止しようとする」に改め、同条第２項中「仲卸人等」を「仲卸業者等」に改める。

第２０条の見出し中「仲卸人等」を「仲卸業者等」に改め、同条第１項中「仲卸人等」を「仲卸業者等」に、「、第３号若しくは第４号」を「若しくは第３号から第７号まで」に改め、同条第２項中「仲卸人等」を「仲卸業者等」に改める。

第２１条中「受けている者」を「受けた者」に改める。

第２５条の見出し中「業務」を「附属営業人の業務」に改める。

第３章中第２７条の前に次の１条を加える。

（売買取引の原則）

第２６条の２　取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行わなければならない。

第２７条の見出し中「引受け拒否」を「差別的取扱い等」に改め、同条中「許可に係る」を削り、同条を同条第２項とし、同条に第１項として次の１項を加える。

卸売業者は、市場における業務の運営に関し、出荷者及び仲卸業者等その他の市場において売買取引を行う者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

第２８条第１項中「相対取引（法第３５条第１項第２号に規定する相対取引をいう。以下同じ。）の方法」を「相対による取引の方法（以下「相対取引」という。）」に改める。

第２８条の次に次の２条を加える。

（売買取引条件の公表）

第２８条の２　卸売業者は、次に掲げる事項について、市場内の見やすい箇所に掲示する等の方法により公表するものとする。

⑴　営業日及び営業時間

⑵　取扱品目

⑶　生鮮食料品等の引渡しの方法

⑷　委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額

⑸　生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法

⑹　奨励金等がある場合には、その種類、内容及びその額（その交付の基準を含む。）

（市場外にある物品の卸売の禁止）

第２８条の３　卸売業者は、市場における卸売の業務については、市場内にある物品以外の物品の卸売をしてはならない。

第２９条各号列記以外の部分並びに第１号及び第２号中「仲卸人等」を「仲卸業者等」に改める。

第３１条の２中「許可に係る」を「卸売業務の」に、「仲卸人等」を「仲卸業者等」に改める。

第３４条の見出し及び同条中「仲卸人等」を「仲卸業者等」に改める。

第３５条の見出し及び同条中「仲卸人」を「仲卸業者」に改める。

第３６条第１項、第３８条第２項、第４２条第２項及び第４３条第１項中「仲卸人等」を「仲卸業者等」に改める。

第４５条に次の２項を加える。

２　卸売業者は、主要な品目について、当日の卸売予定数量並びに前開場日

の卸売数量及び卸売価格を市場内の見やすい箇所に掲示する等の方法により公表するものとする。

３　卸売業者は、前項の規定により公表する内容が、第１項の規定により公表するものと同一の内容であるときは共同で公表することができる。

第４６条に次の１項を加える。

２　前項の売買仕切金の送付は、送金、現金、手形、小切手、口座振込、口座振替その他の方法により行うものとする。

第４７条第２項を次のように改める。

２　卸売業者は、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額を市場内の見やすい箇所に掲示する等の方法により公表するものとする（第２８条の２の規定によりその条件を公表したものに限る。）。

第４８条第１項中「差入れ」を「差し入れ」に改める。

第４９条の見出し中「交付」を「交付等」に改め、同条に次の１項を加える。

３　卸売業者は、その月の前月の出荷奨励金がある場合にあっては、その月の前月の出荷奨励金の種類ごとの交付額を市場内の見やすい箇所に掲示する等の方法により公表するものとする（第２８条の２の規定によりその条件を公表したものに限る。）。

第５０条第１項中「仲卸人等」を「仲卸業者等」に改め、同条第２項から第４項までを次のように改める。

２　仲卸業者等から物品を買い受けた者は、市場における代金決済の迅速化等に資するため、仲卸業者等に対し、買受代金をできるだけ早期に支払うよう努めなければならない。

３　前２項の代金の支払は、送金、現金、手形、小切手、口座振込、口座振替その他の方法により行うものとする。

４　第１項ただし書の支払猶予の特約については、第４８条第２項の規定を準用する。

第５０条の次に次の１条を加える。

第５０条の２　市場における売買取引（第４６条及び前条に規定するものを除く。）の決済は、取引参加者間で契約した支払方法により、取引参加者間で契約した支払期日までに行わなければならない。

第５２条の見出し中「交付」を「交付等」に改め、同条第１項中「仲卸人等」を「仲卸業者等」に改め、同条第３項を次のように改める。

３　卸売業者は、その月の前月の完納奨励金がある場合にあっては、その月の前月の完納奨励金の種類ごとの交付額を市場内の見やすい箇所に掲示する等の方法により公表するものとする（第２８条の２の規定によりその条件を公表したものに限る。）。

第５２条の２第１項中「事項について」の次に「別に」を加え、同条第２項中「という。）は」の次に「、食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）その他食品衛生に関する法令のほか」を加える。

第５８条第１項中「別表に定める額の範囲内で市長が」を「次の各号に掲げる使用料の区分に応じ、当該各号に」に改め、同項に次の各号を加える。

⑴　卸売業者市場使用料　卸売金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）の１，０００分の４に相当する額

⑵　会議室使用料　１回の使用（３時間まで）につき４００円に１００分の１１０を乗じて得た額（その額に１０円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てた額）

⑶　前２号に掲げる使用料以外の市場施設使用料　別表に定める使用基本額に使用面積を乗じて得た額（使用区分が２以上にわたるときは、それぞれの金額を合計した額）に１００分の１１０を乗じて得た額（その額

に１０円未満の端数が乗じるときは、その端数を切り捨てた額）

第６０条第２項中「この条例又はこれに基づく規則」を「前項」に、「若しくは」を「又は」に、「できる」を「できるものとする」に改め、同条に次の１項を加える。

３　市長は、この条例又はこれに基づく規則に定められている遵守事項を取引参加者に遵守させるため、これに必要な限度において、取引参加者に対し、指導及び助言、報告及び検査、是正の求めその他の措置を採ることができる。

別表を次のように改める。

別表（第５８条関係）

市場施設使用料

| 種別 | | 使用基本額 |
|---|---|---|
| 卸売業者売場 | | １月１平方メートルにつき１８０円 |
| 仲卸業者売場 | | １月１平方メートルにつき４５０円 |
| 冷蔵庫 | | １月１平方メートルにつき７００円 |
| 倉庫 | | １月１平方メートルにつき１８０円 |
| 事務室 | | １月１平方メートルにつき４１０円 |
| その他施設 | 更衣室 | １月１平方メートルにつき４１０円 |
| | 空地 | １月１平方メートルにつき２４円 |

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和２年６月２１日から施行する。

（経過措置）

２　改正前の小樽市公設青果地方卸売市場業務条例第４条の規定による卸売業者、第１０条の規定によるせり人及び第１５条の規定による仲卸人等は、第２条の規定による改正後の小樽市公設青果地方卸売市場業務条例第５条の２の規定に基づく卸売業者の承認、第１０条の規定に基づくせり人の承認及び第１５条の規定に基づく仲卸業者等の承認を受けている者とみなす。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、卸売市場法の一部改正に伴い、生鮮食料品等の公正な取引の場として規定するべき遵守事項等を規定するとともに、北海道地方卸売市場条例の廃止に伴う卸売業者の承認等に係る規定を新設するほか、所要の改正を行うためであります。

令 和 ２ 年
小樽市議会

第 １ 回 定 例 会　　議案第２８号

小樽市公設水産地方卸売市場条例及び小樽市公設水産地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和２年２月１９日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

小樽市公設水産地方卸売市場条例及び小樽市公設水産地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

（小樽市公設水産地方卸売市場条例の一部改正）

第１条　小樽市公設水産地方卸売市場条例（昭和５３年小樽市条例第９号）の一部を次のように改正する。

第１条中「もつて」を「もって」に改める。

第３条の見出し中「業務及び」を削り、同条中「行う業務は、次の部類に属する取扱品目の卸売」を「卸売市場法（昭和４６年法律第３５号）第２条第２項の規定により卸売する生鮮食料品等の取扱品目は、生鮮水産物及びその加工品並びに冷凍水産物」に改め、同条の表を削る。

第５条第３項中「はからなければならない」を「諮らなければならない」に改め、同項第１号中「北海道知事への進達にあたつての意見」を「承認」に改める。

（小樽市公設水産地方卸売市場業務条例の一部改正）

第２条　小樽市公設水産地方卸売市場業務条例（昭和５３年小樽市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

目次中「第１７条」を「第１６条の２」に改める。

第１条の次に次の１条を加える。

（市の責務）

第１条の２　市長は、市場の業務の運営に関し、卸売業者、買受人その他の市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）に対して、不当に差別的な取扱いをしないものとする。

第４条中「第５８条第１項の許可（第６条、第１７条及び第２１条の２において単に「許可」という。）を受けた者」を「第２条第４項に規定する者であって、第５条の２第１項の規定により、市長の承認を受けたもの」に改める。

第５条の次に次の１条を加える。

（卸売業務の承認等）

第５条の２　卸売業者になろうとする者は、別に定める事項を記載した卸売業者承認申請書を市長に提出して、その承認を受けなければならない。

２　市長は、卸売業者になろうとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認をしないものとする。

⑴　破産者で復権を得ないものであるとき。

⑵　禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過しないものであるとき。

⑶　第９条の２の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して２年を経過しない者であるとき。

⑷　卸売の業務を公正かつ適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

⑸　市場の他の卸売業者の役員又は使用人であるとき。

⑹　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７

７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下これらを「暴力団員等」という。）であるとき。

⑺　暴力団員等をその業務に従事させているとき。

⑻　その業務活動について暴力団員等により支配を受けている者であると認められるとき。

⑼　法人である場合にあっては、その業務を執行する役員のうちに第２号、第３号、第５号及び第６号のいずれかに該当する者があるとき。

⑽　その承認をすることによって、卸売業者の数が前条に定める数の最高限度を超えることとなるとき。

第６条第１項中「許可」を「前条第１項の承認」に改める。

第９条の次に次の５条を加える。

（承認の取消し等）

第９条の２　市長は、卸売業者が第５条の２第２項第１号、第２号又は第４号から第９号までのいずれかに該当することとなったときは、同条第１項の承認を取り消さなければならない。

２　市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、１年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第５条の２第１項の承認を取り消すものとする。

⑴　この条例又はこの条例に基づく命令に違反したとき。

⑵　正当な理由がないのに第５条の２第１項の承認の通知を受けた日から起算して１月以内にその業務を開始しないとき。

⑶　正当な理由がないのに引き続き１月以上その業務を休止したとき。

（卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割）

第９条の３　卸売業者が事業（市場における卸売の業務に係るものに限る。）

の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の承認を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

２　卸売業者たる法人の合併の場合（卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（市場における卸売の業務に係る場合に限る。）において、当該合併又は分割について市長の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

３　第１項又は前項の承認を受けようとする者は、別に定める事項を記載した承認申請書を市長に提出して、その承認を受けなければならない。

４　第５条の２第２項の規定は、第１項又は第２項の承認について準用する。

（卸売業務の相続）

第９条の４　卸売業者が死亡した場合において、相続人（相続人が２人以上ある場合において、その協議により当該卸売業者の市場における卸売の業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が被相続人の行っていた市場における卸売の業務を引き続き営もうとするときは、被相続人の死亡の日から起算して６０日以内に市長の承認を受けなければならない。

２　前項の承認を受けようとする者は、別に定める事項を記載した承認申請書を市長に提出して、その承認を受けなければならない。

３　相続人が第１項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認をする旨又はその承認をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に対してした第５条の２第１項の承認は、その相続人に対してしたものとみなす。

４　第５条の２第２項の規定は、第１項の承認について準用する。

５　第１項の承認を受けた者は、卸売業者の地位を承継する。

（卸売業者の業務の開始等の届出）

第９条の５　卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

⑴　卸売の業務を開始し、休止し、又は再開したとき。

⑵　氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。

⑶　法人である場合にあっては、定款及び資本又は出資の額並びに役員の氏名を変更したとき。

⑷　商号を変更したとき。

⑸　卸売の業務を廃止しようとするとき。

２　卸売業者が死亡又は解散したときは、当該卸売業者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

（卸売業者の事業報告書の作成等）

第９条の６　卸売業者は、事業年度ごとに、卸売市場法施行規則（昭和４６年農林省令第５２号）第２１条第１項の規定に基づき、事業報告書を作成し、当該事業年度経過後９０日以内に市長に提出しなければならない。

２　卸売業者は、前項の事業報告書の提出を行ったときは、速やかに事業報告書のうち貸借対照表及び損益計算書の写しを作成し、１年間主たる事務所に備えておかなければならない。

３　卸売業者は、当該卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者から、前項の写しを閲覧したい旨の申出があったときは、次に掲げる正当な理由がなければこれを拒んではならない。

⑴　当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされた場合

⑵　安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合

⑶　同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合

第１０条第２項第２号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第４号を同項第５号とし、同項第３号の次に次の１号を加える。

⑷　暴力団員等であるとき。

第１１条中「第３号」を「第４号」に改める。

第１２条中「受けている者」を「受けた者」に改める。

第１３条第２項に次の３号を加える。

⑸　暴力団員等であるとき。

⑹　暴力団員等をその業務に従事させているとき。

⑺　その業務活動について暴力団員等により支配を受けているものであると認められるとき。

第１５条の見出し中「業務」を「買受人の業務」に改める。

第１６条第１項中「、第３号若しくは第４号」を「若しくは第３号から第７号まで」に改める。

第４章中第１７条の前に次の１条を加える。

（売買取引の原則）

第１６条の２　取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行わなければならない。

第１７条の見出し中「引受け拒否」を「差別的取扱い等」に改め、同条中「許可に係る」を削り、同条を同条第２項とし、同条に第１項として次の１項を加える。

卸売業者は、市場における業務の運営に関し、買受人その他の市場において売買取引を行う者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

第１８条中「すべて」を「全て」に改め、同条ただし書中「相対取引（法第３５条第１項第２号に規定する相対取引をいう。一以下同じ。）の方法」

を「相対による取引の方法（以下「相対取引」という。）」に改め、同条第６号中「次条ただし書」を「第１９条ただし書」に改め、同条の次に次の２条を加える。

（売買取引条件の公表）

第１８条の２　卸売業者は、次に掲げる事項について、市場内の見やすい箇所に掲示する等の方法により公表するものとする。

⑴　営業日及び営業時間

⑵　取扱品目

⑶　生鮮食料品等の引渡しの方法

⑷　委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額

⑸　生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法

⑹　奨励金等がある場合には、その種類、内容及びその額（その交付の基準を含む。）

（市場外にある物品の卸売の禁止）

第１８条の３　卸売業者は、市場における卸売の業務については、市場内にある物品以外の物品の卸売をしてはならない。

第２１条の２中「許可に係る」を「卸売業務の」に改める。

第２３条ただし書中「立会っていて」を「立ち会っていて」に改める。

第２４条第４項中「前項の買受人」を「同項の買受人」に改める。

第３４条に次の２項を加える。

２　卸売業者は、主要な品目について、当日の卸売予定数量並びに前開場日の卸売数量及び卸売価格を市場内の見やすい箇所に掲示する等の方法により公表するものとする。

３　卸売業者は、前項の規定により公表する内容が、第１項の規定により公

表するものと同一の内容であるときは共同で公表することができる。

第３５条に次の１項を加える。

２　前項の売買仕切金の送付は、送金、現金、手形、小切手、口座振込、口座振替その他の方法により行うものとする。

第３６条第２項を次のように改める。

２　卸売業者は、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額を市場内の見やすい箇所に掲示する等の方法により公表するものとする（第１８条の２の規定によりその条件を公表したものに限る。）。

第３７条第１項中「差入れ」を「差し入れ」に改める。

第３８条の見出し中「交付」を「交付等」に改め、同条に次の１項を加える。

３　卸売業者は、その月の前月の出荷奨励金がある場合にあっては、その月の前月の出荷奨励金の種類ごとの交付額を市場内の見やすい箇所に掲示する等の方法により公表するものとする（第１８条の２の規定によりその条件を公表したものに限る。）。

第３９条第３項を削り、同条第２項中「前項ただし書」を「第１項ただし書」に、「特的」を「特約」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項の代金の支払は、送金、現金、手形、小切手、口座振込、口座振替その他の方法により行うものとする。

第３９条の次に次の１条を加える。

第３９条の２　市場における売買取引（第３５条及び前条に規定するものを除く。）の決済は、取引参加者間で契約した支払方法により、取引参加者間で契約した支払期日までに行わなければならない。

第４１条の見出し中「交付」を「交付等」に改め、同条第３項を次のよう

に改める。

３　卸売業者は、その月の前月の完納奨励金がある場合にあっては、その月の前月の完納奨励金の種類ごとの交付額を市場内の見やすい箇所に掲示する等の方法により公表するものとする（第１８条の２の規定によりその条件を公表したものに限る。）。

第４１条の２第１項中「事項について」の次に「別に」を加え、同条第２項中「という。）は」の次に「、食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）その他食品衛生に関する法令のほか」を加える。

第４７条第１項中「別表に定める額の範囲内で市長が定める額」を「次の各号に掲げる使用料の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

⑴　卸売業者市場使用料　卸売金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）の１，０００分の３に相当する額

⑵　会議室使用料　１回の使用（３時間まで）につき４５０円に１００分の１１０を乗じて得た額（その額に１０円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てた額）

⑶　前２号に掲げる使用料以外の市場施設使用料　別表に定める使用基本額に使用数量を乗じて得た額（使用区分が２以上にわたるときは、それぞれの金額の合計額）に１００分の１１０を乗じて得た額（その額に１０円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てた額）

第４７条第２項を削り、同条第３項中「前２項」を「前項」に改め、同項を同条第２項とし、同条第４項を同条第３項とする。

第４９条第２項中「この条例又はこれに基づく規則」を「前項」に、「できる」を「できるものとする」に改め、同項の次に次の１項を加える。

３　市長は、この条例又はこれに基づく規則に定められている遵守事項を取

引参加者に遵守させるため、これに必要な限度において、取引参加者に対し、指導及び助言、報告及び検査、是正の求めその他の措置を採ることができる。

第５１条中「整理整とん」を「整理整頓」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第４７条関係）

市場施設使用料

| 種別 | | 使用基本額 |
|---|---|---|
| 卸売業者売場 | | １月１平方メートルにつき　２００円 |
| 検量施設 | | １月１基につき　６５，０００円 |
| 排水処理施設 | | １月　１５０，０００円 |
| 卸売業者現場詰所 | | １月１平方メートルにつき　２００円 |
| その他施設 | 作業員控室 | １月１平方メートルにつき　２００円 |
| | 荷主控室 | １月１平方メートルにつき　２００円 |
| | 魚選婦控室 | １月１平方メートルにつき　２００円 |
| | 入札室 | １月１平方メートルにつき　２００円 |
| | 夜警室 | １月１平方メートルにつき　２００円 |
| | 買受人詰所 | １月１平方メートルにつき　２００円 |
| | 運転手及び作業員控室 | １月１平方メートルにつき　２００円 |
| | 空地 | １月１平方メートルにつき　５２円<br>（舗装地の場合は、６６円） |
| | 工作物等用地 | １月１平方メートルにつき　２５０円 |

備考

１　卸売業者売場、検量施設、荷主控室又は魚選婦控室について複数の者が同じ施設を使用する場合は、市長が別に定めるところにより、この表に定める使用基本額を使用者ごとに分割した額をもって、当該使用者の使用基本額とする。

２　市場施設の使用期間の属する月において１月に満たない日数が生じる場合には、その日数を、当該日数が１５日以下のときは半月と、１６日以上のときは１月とみなして計算する。

３　備考２の規定により、半月とみなして計算する場合における当該半月当たりの使用基本額は、この表に定める使用基本額に２分の１を乗じて得た額とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和２年６月２１日から施行する。

（経過措置）

２　改正前の小樽市公設水産地方卸売市場業務条例第４条の規定による卸売業者、第１０条の規定によるせり人及び第１３条の規定による買受人は、第２条の規定による改正後の小樽市公設水産地方卸売市場業務条例第５条の２の規定に基づく卸売業者の承認、第１０条の規定に基づくせり人の承認及び第１３条の規定に基づく買受人の承認を受けている者とみなす。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、卸売市場法の一部改正に伴い、生鮮食料品等の公正な取引の場として規定するべき遵守事項等を規定するとともに、北海道地方卸売市場条例の廃止に伴う卸売業者の承認等に係る規定を新設するほか、所要の改正を行うためであります。

令 和 ２ 年
小樽市議会

第 １ 回 定 例 会　　議案第２９号

小樽市消防団条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和２年２月１９日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

小樽市消防団条例の一部を改正する条例

小樽市消防団条例（昭和２９年小樽市条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第１条中「任免等」を「身分取扱い等」に改める。

第２条第２項の表中「管轄区域」を「区域」に改める。

第１７条を第２２条とし、第１２条から第１６条までを削る。

第１１条中「別に」を削り、同条を第２１条とする。

第１０条を第２０条とし、第９条を第１９条とする。

第８条ただし書中「招集」を「基本団員は、招集」に改め、同条を第１８条とする。

第７条中「第３条第１号又は第４号」を「第６条第１号又は第３号」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、休団中の基本団員が第６条第３号に該当するに至ったときは、この限りでない。

第７条を第１４条とし、同条の次に次の３条を加える。

（懲戒）

第１５条　任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、懲戒処分として、戒告、停職又は免職の処分をすることができる。

⑴　消防についての法令、条例、規則又は訓令に違反した場合

⑵　職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

⑶　団員としてふさわしくない非行のあった場合

第１６条　懲戒処分に該当する者で酌量すべき理由があるものに対しては、その懲戒処分を猶予することができる。

第１７条　団員の懲戒の手続及び効果については、小樽市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和２６年小樽市条例第５４号）の規定を準用する。

第６条を第１３条とする。

第５条ただし書を削り、同条中第４号を削り、第５号を第４号とし、同条を第１２条とする。

第４条中「消防団長（以下「団長」という。)」を「団長」に改め、同条を第７条とし、同条の次に次の４条を加える。

（報酬）

第８条　基本団員には別表第１号及び別表第２号に定める報酬を、機能別団員には別表第２号に定める報酬を支給する。

２　別表第１号に定める報酬は、毎年３月及び９月に支給するものとする。ただし、年の中途において採用し、又は退職した者は、月割計算で支給する。

３　別表第２号に定める報酬は、職務従事後、支給するものとする。ただし、機械係報酬は、毎月支給する。

（費用弁償）

第９条　水火災等の災害により出動し、食事を必要とする場合であって、現品を支給することができないときは、１食につき５００円を支給する。

２　団員が団長又は消防団副団長（以下「副団長」という。）が招集する会議に出席した場合は、１回につき１，５００円を支給する。

３　団員が公務のため出張した場合は、旅費を支給する。

４　前項の旅費の額及び支給方法については、小樽市旅費条例（昭和４１年小樽市条例第２０号）の規定を準用する。この場合においては、団長及び副団長にあっては副市長と、団長及び副団長以外の団員にあっては一般職員とみなして、同条例の規定を適用する。

（休団）

第１０条　長期間消防団活動に従事することができない基本団員は、３年を超えない範囲内で、消防団活動の休止（以下「休団」という。）をし、又は団長が休団をさせることができる。

２　基本団員が自ら休団をしようとするとき又は休団中の基本団員が自ら復帰しようとするときは、団長の承認を受けなければならない。

３　休団中の基本団員が復帰したときの階級は、休団をした日に当該基本団員が属していた階級とする。

４　休団中の基本団員については、第１８条及び第１９条の規定は適用しない。

５　休団中の基本団員に対しては、その休団の期間中、第８条第１項に規定する報酬は支給しない。この場合において、年の中途において休団し、又は復帰した基本団員に対する別表第１号に定める報酬は、月割計算で支給する。

（退職）

第１１条　団長を除く団員は、７０歳に達した日の属する月の末日をもって退職する。

２　前項の規定にかかわらず、団長は、その団員の職務の特殊性又はその団員の職務の遂行上の特別の事情から、その退団により消防団の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、同項に定める日から起算して１年を超えない範囲内で期限を定め、当該団員を引き続き任用することができる。

３　団長は、前項の期限又はこの項の規定により更に延長された期限が到来す

る場合において、前項に規定する事由が引き続き存すると認められる十分な理由があるときは、１年を超えない範囲内で更に期限を延長して、当該団員を引き続き任用することができる。ただし、その期限は、第１項に定める日の翌日から起算して３年を超えることができない。

第３条第１号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第２号中「懲戒処分により団員を免ぜられ」を「第１５条の規定により、免職の処分を受け」に改め、同条第３号を削り、同条第４号中「又は市内で勤務」を「勤務し、又は通学」に改め、同号を同条第３号とし、同条第５号中「その他団員」を「前３号に掲げるもののほか、団員」に改め、同号を同条第４号とし、同条を第６条とし、同条の前に次の３条を加える。

（団員の区分）

第３条　団員の区分は、次に定めるところによる。

⑴　基本団員　次号に規定する団員以外の団員

⑵　機能別団員　特定の消防事務のみに従事する団員

（団員の区分ごとの定員等）

第４条　小樽市職員定数条例（昭和２７年小樽市条例第１５号）別表９の項に定める人数のうち、基本団員及び機能別団員の定員は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

⑴　基本団員（消防団長（以下「団長」という。）を含む。）　４６４名

⑵　機能別団員　５０名

２　消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和３１年政令第３４６号。以下「政令」という。）第４条第１項第１号の条例定員は、前項各号に定める人数を合算した人数とする。

３　政令第４条第３項の条例定員は、第１項第１号に定める人数とする。

（任命）

第５条　団長は、団員を基本団員又は機能別団員のいずれかに任命するものとし、任命に当たって必要な資格は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

⑴　基本団員　心身ともに健康で年齢１８歳以上７０歳未満の者

⑵　機能別団員　前号に規定する資格を有し、かつ、基本団員として豊富な経験を有し、若しくは消防職員の経験を有する者又は特定の消防事務に関し必要な知識経験を有すると団長が認める者

別表第１号中「(第１５条関係)」を「(第８条関係)」に、

「部長
副部長　を「部長
班長」に改める。
班長　」

別表第２号中「(第１５条関係)」を「(第８条関係)」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（発令の特例）

２　この条例の施行の際現に消防団員である者は、この条例の施行の日に基本団員に任命されたものとみなす。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、新たに消防団員の区分、休団制度等を定めるとともに、団員の年齢の上限を引き上げるほか、所要の改正を行うためであります。

令 和 ２ 年
小樽市議会

第 １ 回 定 例 会　　議案第３０号

小樽市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和２年２月１９日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

小樽市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

小樽市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和３９年小樽市条例第３３号）の一部を次のように改正する。

第１条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「おいて、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することを目的」を「おける退職報償金の支給に関し必要な事項を定めるもの」に改める。

第３条を削る。

第２条中「消防団員として５年以上勤務して退職した者に、その者」を「基本団員として」に改め、同条を第３条とし、同条の前に次の１条を加える。

（退職報償金の支給対象者）

第２条　退職報償金は、小樽市消防団条例（昭和２９年小樽市条例第１１号）第３条第１号に規定する基本団員（以下単に「基本団員」という。）として５年以上勤務して退職した消防団員（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に対して支給し、同条第２号に規定する機能別団員（以下単に「機能別団員」という。）として退職した者に対しては支給しない。

第４条の見出しを「(退職報償金の支給基礎となる勤務年数)」に改め、同条

第１項中「勤務年数」を「退職報償金の支給基礎となる勤務年数（以下単に「勤務年数」という。）」に、「非常勤消防団員」を「基本団員」に改め、同条第２項中「前項の勤務年数」を「勤務年数」に、「非常勤消防団員」を「基本団員」に改め、同条に次の１項を加える。

３　基本団員が機能別団員に任ぜられた期間、小樽市消防団条例第１０条第１項の規定により休団とされた期間及び同条例第１５条の規定により停職処分とされた期間は、勤務年数に算入しない。この場合において、前項ただし書の規定は、この項の規定による勤務年数の計算に準用する。

第４条の２を削る。

第９条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「の実施について」を「に定めるもののほか、退職報償金の支給に関し」に、「規則で」を「市長が」に改め、同条を第１０条とする。

第８条を削る。

第７条中「非常勤消防団員が退職したとき」を「基本団員としての身分を失ったときに」に改め、同条を第９条とする。

第６条第１号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第４号中「、特に」を「特に」に改め、同条を第８条とする。

第５条の２各号中「非常勤消防団員」を「基本団員」に改め、同条を第７条とする。

第５条第１項各号列記以外の部分、第１号及び第２号中「非常勤消防団員」を「基本団員」に改め、同条第２項中「前項各号」を「同項各号」に改め、同条を第６条とし、同条の前に次の１条を加える。

（退職報償金の支給基礎となる階級）

第５条　退職報償金の支給基礎となる階級は、退職した日にその者が属していた階級とする。ただし、その階級及びその階級より上位の階級に属していた

期間が１年に満たないときはその階級(団員を除く。)の直近下位の階級とし、退職した日にその者が属していた階級より上位の階級に属していた期間が１年以上あるときは市長が定める階級とする。

別表中「(第２条関係)」を「(第３条関係)」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際、現に消防団員である者の退職報償金の支給基礎となる勤務年数は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前の非常勤消防団員としての勤務年数と施行日以後の基本団員としての勤務年数を合算するものとする。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、新たに消防団員の区分を定めることに伴い、退職報償金の支給対象者を基本団員に限定するとともに、支給基礎の勤務年数から休団又は停職となる期間を除くほか、所要の改正を行うためであります。

令 和 ２ 年
小樽市議会

第 １ 回 定 例 会　　議案第３１号

工事請負変更契約について

幸小学校校舎耐震補強ほか改修工事の請負変更契約を次のように締結する。

令和２年２月１９日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

記

１　工 事 名 称　幸小学校校舎耐震補強ほか改修工事

２　契 約 金 額

変 更 前　３億９，０５０万円

変 更 後　３億９，４１４万１，０００円

３　契約の相手方　小樽市若竹町３番１号

近藤・小杉共同企業体

代表者

近藤工業株式会社

令 和 ２ 年
小樽市議会

第 １ 回 定 例 会　　議案第３２号

不動産の取得について

次の不動産（立木及び工作物を含む。）を取得する。

令和２年２月１９日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

記

１　土地の表示　小樽市緑３丁目２９番２　学校用地

２４，４４５．１６平方メートル

２　建物の表示　小樽市緑３丁目２９番地２

北海道小樽商業高等学校　校舎

鉄筋コンクリート　鉄骨　木造

陸屋根　亜鉛メッキ鋼板葺　５階建

１階　　４，０５３．４０平方メートル

２階　　２，６１１．４３平方メートル

３階　　１，７９１．６８平方メートル

４階　　１，７９１．６８平方メートル

５階　　６０．００平方メートル

計　１０，３０８．１９平方メートル

小樽市緑３丁目２９番地２

北海道小樽商業高等学校　第２部室

コンクリートブロック造　亜鉛メッキ鋼板葺　平家建

２０４．４１平方メートル

小樽市緑３丁目２９番地２

北海道小樽商業高等学校　合宿所

木造　亜鉛メッキ鋼板葺　２階建

１階　　５５．０８平方メートル

２階　　５５．０８平方メートル

計　　１１０．１６平方メートル

小樽市緑３丁目２９番地２

北海道小樽商業高等学校　物置

木造　亜鉛メッキ鋼板葺　平家建

１００．００平方メートル

小樽市緑３丁目２９番地２

北海道小樽商業高等学校　武道場

木造　亜鉛メッキ鋼板葺　平家建

４９．５０平方メートル

小樽市緑３丁目２９番地２

北海道小樽商業高等学校　受水槽上屋

鉄筋コンクリート造　陸屋根　平家建

４４．６４平方メートル

小樽市緑３丁目２９番地２

北海道小樽商業高等学校　更衣室

木造　亜鉛メッキ鋼板葺　平家建

３３．１２平方メートル

小樽市緑３丁目２９番地２

北海道小樽商業高等学校　機械室

木造　亜鉛メッキ鋼板葺　平家建

１８．２２平方メートル

小樽市緑３丁目２９番地２

北海道小樽商業高等学校　集塵庫

鉄筋コンクリート造　陸屋根　平家建

１０．８７平方メートル

小樽市緑３丁目２９番地２

北海道小樽商業高等学校　受水槽上屋

木造　亜鉛メッキ鋼板葺　平家建

３．２４平方メートル

計　１０，８８２．３５平方メートル

３　取得価格

⑴　土　　地　　１億８３３万１，０００円

⑵　建　　物　　８，３５５万６，２２０円

計　　１億９，１８８万７，２２０円

４　取　得　先　札幌市中央区北３条西６丁目

北海道

令 和 ２ 年
小樽市議会

第 １ 回 定 例 会　　議案第３３号

権利の放棄について

次の権利を放棄する。

令和２年２月１９日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

記

１　放棄する権利

債務者に対して有する短期貸付金に係る債権

２　債務者

小樽市花園２丁目１２番１号

小樽市海水浴場対策委員会

３　放棄する債権額

２，２７６万８，９６３円

令 和 ２ 年
小樽市議会

第 １ 回 定 例 会　　議案第３４号

小樽市過疎地域自立促進市町村計画の変更について

過疎地域自立促進特別措置法第６条第７項において準用する同条第１項の規定により、小樽市過疎地域自立促進市町村計画を次のとおり変更する。

令和２年２月１９日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

記

４の⑴に次のように加える。

ク　その他

本市の葬斎場は、平成３年に供用を開始し、火葬を行っている市内唯一の施設です。今後も、施設を安定して稼動させるため、改修等により延命化を図る必要があります。

４の⑵に次のように加える。

ク　その他

葬斎場については、施設の長寿命化を図るため、計画的に改修を行うとともに、適切な維持管理に努めます。

４の⑶の表３の部⑶の項の次に次のように加える。

| | | | |
|---|---|---|---|
| (4)火葬場 | 葬斎場再整備事業費<br>冷房設備、控室バリアフリー化改修等 | 市 | |

令 和 ２ 年
小樽市議会

第 １ 回 定 例 会　　議案第３５号

市道路線の認定について

市道路線を次のように認定する。

令和２年２月１９日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

記

| 路　線　名 | 起　　点<br>終　　点 | 重 要 な 経 過 地 |
|---|---|---|
| スプリングス星野３号幹線 | 星野町309番46地先<br>星野町309番94地先 | 星野町309番86地先 |
| スプリングス星野４号幹線 | 星野町309番85地先<br>星野町309番111地先 | 星野町309番36地先 |

令 和 ２ 年
小樽市議会

第 １ 回 定 例 会　　議案第３６号

市道路線の変更について

市道路線を次のように変更する。

令和２年２月１９日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

記

| 路 線 名 | 新旧の別 | 起　　点<br>終　　点 | 重 要 な 経 過 地 |
|---|---|---|---|
| 二俣分線通線 | 旧 | 忍路２丁目111番1地先<br>忍路２丁目59番１地先 | 忍路２丁目78番地先 |
| | 新 | 忍路２丁目68番12地先<br>忍路２丁目59番１地先 | 忍路２丁目78番地先 |
| メノコ沢通線 | 旧 | 忍路２丁目 111 番１地先<br>忍路２丁目 78 番１・２地先 | 忍路２丁目78番1・2地先 |
| | 新 | 忍路２丁目 68 番 12 地先<br>忍路２丁目 73 番３地先 | 忍路２丁目73番１地先 |
| 餅屋沢連絡通線 | 旧 | 蘭島２丁目 244 番地先<br>蘭島２丁目 243 番地先 | 蘭島２丁目 243 番地先 |
| | 新 | 蘭島２丁目 243 番４地先<br>蘭島２丁目 243 番３地先 | 蘭島２丁目 243 番７地先 |
| スプリングス星野１号幹線 | 旧 | 星野町 301 番１地先<br>星野町 309 番２地先 | 星野町 309 番 55 地先 |
| | 新 | 星野町 301 番１地先<br>星野町 309 番２地先 | 星野町 349 番２地先 |
| 朝里北11号小路線 | 旧 | 新光１丁目 23 番 12 地先<br>新光１丁目 23 番 16 地先 | 新光１丁目 23 番 14 地先 |
| | 新 | 新光１丁目 23 番 12 地先<br>新光１丁目 24 番 18 地先 | 新光１丁目 24 番 22 地先 |

令 和 ２ 年
小樽市議会

第 １ 回 定 例 会　　議案第３７号

工事請負契約について

（仮称）消防署手宮支署新築工事の請負契約を次のように締結する。

令和２年２月１９日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

記

１　工 事 名 称　（仮称）消防署手宮支署新築工事

２　契 約 金 額　４億３，５６０万円

３　契約の相手方　小樽市緑１丁目５番１号

阿部・福島・西條共同企業体

代表者

阿部建設株式会社

令 和 ２ 年
小樽市議会

第 １ 回 定 例 会　　議案第３８号

小樽市非核港湾条例案

上記の議案を提出する。

令和２年２月１９日提出

小樽市議会議員　丸　山　晴　美
同　酒　井　隆　裕
同　高　野　さくら
同　小　貫　　元
同　川　畑　正　美

小樽市非核港湾条例

小樽市議会は、１９８２年６月２８日核兵器廃絶平和都市宣言を行った。この宣言は、「いま、核兵器の廃絶、使用禁止は、もっとも緊急な課題であり、日本国民は、世界唯一の被爆国民としてこれを積極的に実現する崇高な責務をおっている。小樽市は、わが国の非核三原則が完全に実施されることを願い、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮を求め、核兵器廃絶の世論を喚起するため、ここに核兵器廃絶平和都市となることを宣言する。」とうたっている。

この宣言から３７年を経過したが、核兵器は、今なお地球上に存在し、人類への脅威となっている。

この脅威に対し、２０１７年７月７日核兵器禁止条約が国連の会議で採択され、被爆者をはじめ「核兵器のない世界」を求める世界各国と市民社会の多年にわたる共同の取組が結実し、核兵器禁止を明文化した条約が制定された。しかし、核保有国が条約を批准する動きは見られない。

また、核兵器搭載可能艦の日本への寄港及び非核三原則に反する核兵器の持込みを容認する核密約の存在、加えて在日米軍の再編が更に強化される動きがある中で、小樽港や近隣港への相次ぐ米国艦艇の寄港は、今後の小樽港の軍事利用の危険を一層高めている。

小樽市民は、世界に開かれた国際観光都市の市民として、小樽市の平和の営みが、世界の平和に通ずる確かな道であることを確認し、核兵器廃絶平和都市宣言を一層発展させるため、ここに非核港湾行政の推進に関する基本原則を定める。

（目的）

第１条　この条例は、小樽市の平和が世界の平和とともにあることを自覚して、市と市民の不断の努力により、日本国憲法の平和主義と国の非核三原則及び地方自治の本旨にのっとり、積極的な非核港湾行政を推進することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　核兵器　核分裂、核融合又はこれらを組み合わせた爆発的原子核反応によって放出される原子核エネルギーを用いて人を殺傷し、又は器物、建造物若しくは自然環境を破壊するものをいう。

⑵　小樽港港湾区域　港湾法（昭和２５年法律第２１８号。以下「法」という。）第３３条第２項において準用する法第４条第４項の規定により同意を得た水域（平磯岬から茅柴岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）をいう。

⑶　港湾施設　法第２条第５項及び第６項に規定する港湾施設で市が管理するものをいう。

（非核港湾行政の推進）

第３条　市は、市の区域において、核兵器の製造、保有、持込み、通過及び使用に協力しない。

２　市は、小樽港港湾区域に入港する外国艦艇を保有する全ての国に対し、核兵器不搭載の証明書の提出を求める。

３　市は、前項の規定による証明書の提出がない外国艦艇の港湾施設の使用を認めない。

附　則

この条例は、令和２年５月１日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、非核港湾行政の推進に関し必要な事項を定めるためであります。

令 和 ２ 年
小樽市議会

第 １ 回 定 例 会　　議案第３９号

小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和２年２月１９日提出

小樽市議会議員　秋　元　智　憲
同　　高　橋　克　幸
同　　中　村　吉　宏
同　　中　村　誠　吾
同　　佐々木　　秩
同　　濱　本　　進

小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和３４年小樽市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「基準日が６月１日である場合にあっては１００分の２１２．５、基準日が１２月１日である場合にあっては１００分の２２７．５をそれぞれ」を「１００分の２２５を」に改める。

附　則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、人事院勧告に準じ、議員の期末手当の支給割合

の改定を行うためであります。

令 和 ２ 年
小樽市議会

第 １ 回 定 例 会　　議案第４０号

小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和２年２月１９日提出

小樽市議会議員　丸　山　晴　美
同　酒　井　隆　裕
同　高　野　さくら
同　小　貫　　元
同　川　畑　正　美

小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和３４年小樽市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「基準日が６月１日である場合にあっては１００分の２１２．５、基準日が１２月１日である場合にあっては１００分の２２７．５をそれぞれ」を「１００分の２２５を」に改める。

付則第３項中「平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間」を「令和２年４月１日から当分の間」に、「「１００分の２１２．５」とあるのは「１００分の１９７．５」と、「１００分の２２７．５」とあるのは「１００分の２１２．５」」を「「１００分の２２５」とあるのは「１００分の２０５」」に改める。

附　則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、人事院勧告に準じ、議員の期末手当の支給割合の改定を行うとともに、この改定にかかわらず、当分の間その支給割合を引き下げることとするためであります。